

中世諏訪社の一考察 失われた芸能と伝承を求めて

山本ひろ子 所員／表現学部教授

はじめに

天龍川は、中流ではじめて深い溪谷地に流れ入ることになる。その辺で、信州・遠州・三河の三ヶ国が、三つ巴のしりをきり喰はしたやうに、境を接してゐる訣で、対岸は、青崩アラクツレから来た山の尾が截り落としたやうにつゝ立つてゐる。南の方が遠州奥山、北が信州遠山――、さう言ふ風に分かれて行く。(「書物と白雲」⁽¹⁾)

『熊谷「家」伝記』がきっかけで、折口信夫が「天龍の断崖を走り降るような峠道」を伝つて天龍村坂部を訪ねたのは、大正六(一九一七)年の夏のことだった。それから数年後、早川孝太郎の誘いもあり、三信遠の祭りに足繁く通うようになる。後年折口は、正月になると「太鼓や笛の入り乱れた音」を「空耳」に聞き、追憶に浸つた(「雪の記憶」)。

或部落では雪祭りと言つた。ある字々では、花祭りと称へた。唯、神楽カケラとだけ言ふ小名コナもあつた。さうした村々の祭りを見る為に、低い山路の、道も知れない雪の上を涉つて行つた。膝頭まである柔い粉雪の中に佇んで、どつと後先を見廻す。照つた日光が、雪の上に、薄くほの／＼と

(1) 折口信夫の引用は、中央公論社新全集本に拠つた。柳田國男はちくま文庫全集本に拠る。なお旧字は基本的に新字にしたが、かなづかいは原文を重んじた。

(2) ちなみに折口は「やしろ」の問題から御柱に言及したが、芸能的面からのアプローチはない(松本市での講演筆記「御柱の話」)。

(3) 山本ひろ子「諏訪信仰を拓く―諏訪神楽の視界から」(福田晃・徳田和夫・二本松康宏編「諏訪信仰の中世―神話・伝承・歴史」所収、三弥井書店、二〇一五年)。なお諏訪に関する拙稿に以下がある。「四

した紫や、金の照り返しを浮かして居る時もある。

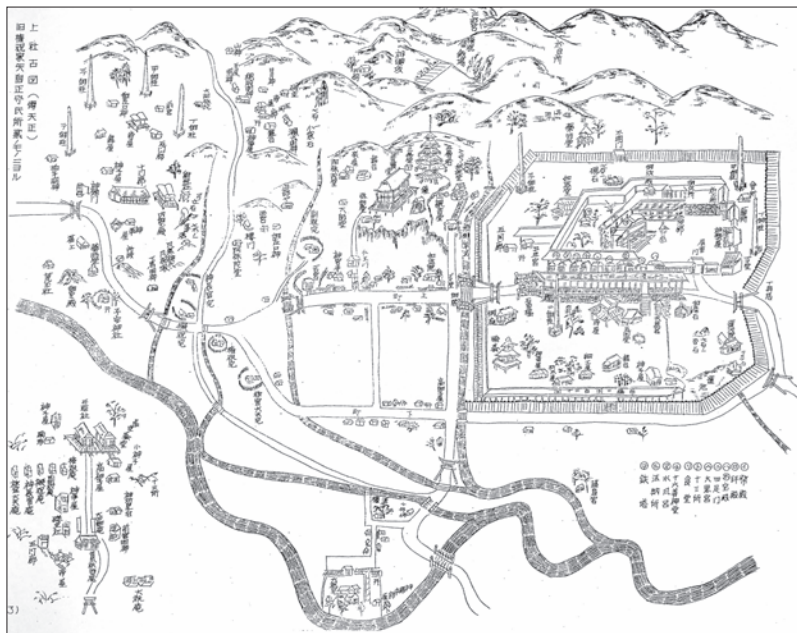
其の辺の祭りは、若衆が心になつて勤めた。宵から舞ひ出して、翌くる日の昼前まで、舞ひとほすのである。夜中ふつと、祭りの座を外して、背戸などへ廻つて見る。見る物は真黒な山ばかりで、其上に星空がひろがって居る。夜目のきく限りは、ほの白い雪の傾斜である。そんな冷い雪の中から若い夢を破つて、飛び立つ鳥のやうな男女の幾群れかに驚かされる事があつた。

雪祭り、花祭りなどをめぐる折口の仕事は今更指摘するまでもなからう。けれども諏訪について

は、湛え木風之神・御柱などに言及こそすれ、まとまつた考察はなく、諏訪を訪ねることもなかつた。それもゆえないことではない。なぜなら諏訪には、折口の関心を惹くような民俗芸能は、もはや姿を留めていなかったから。思うに花祭りの母胎・三河大神楽と双壁をなしたはずの諏訪神楽、その存在が、残された文献・神歌の紹介によつて少しく知られるようになったのは、比較的最近、もちろん折口の没後のことだ（なお筆者が昨年書いた「諏訪信仰を拓く―諏訪神楽の視界から」は、閑却されて久しい諏訪神楽を考察した論考で、本稿はその姉妹編という性格をもつ。合わせてお読みいただきたい）。

諏訪信仰と文芸。仮にこの命題を立てれば、かのタケミナカタ神話に行きつこうか。諏訪湖をはさんで対岸に鎮座する諏訪大社・上社（本宮／前宮）・下社（春宮／秋宮）は、古代において中央にその名を轟かせていた。都から遙かに隔たつた、中央高地に位置する諏訪だが、御射山祭祀や風の祝などの異風ならわしに心惹かれてか、数々の和歌や縁起に織り込まれている。鎌倉時代、一部の僧門や武士たちが遊宴の際に扇拍子で歌つた『宴曲』の中の「諏訪効験」がその一例だろつう。

「諏訪効験」には諏訪の名所・旧跡、神の名などが、「物は尽



『上社古図』（伝・天正、旧権祝家矢島正守氏所蔵）、諏訪史跡要項十一『諏訪市中洲篇』収載。本稿では『伝・天正絵図』とする。

われの聖童たち―諏訪祭政体の大祝と神使をめぐつて―いくつもの日本V―排除の時空を超えて―、岩波書店、二〇〇三年）、もうひとりの天皇―諏訪祭政体の大祝をめぐつて―（日本思想史講座・中世、ペリカン社、二〇一二年）。

くし」のスタイルで綴られている。ほかにもたとえば「風」の曲には、「風渡る諏訪の御海に春立てば、浪の白木綿神かけて、風の祝に透間あらずなど祈らばや」、「弓箭」の曲には、「諏訪の湖の深き誓ひ、浅からぬしを踵して、栄えひさしき大樹宮、げに異なる誉なり」と見える。「風」の曲は「風の祝」をこじつけに出し、「弓箭」の曲も、「諏訪の御海」を鎌倉幕府賛嘆のために入れただけだ。それもむべなるかな、宴曲は高野辰之⁵⁾によれば、「好事家」による「……全くの作り歌で、此の民謡味を帯びない内容空虚の謡ひ物」、「……銜字に急で、殊に下層民の風俗心情を告げるものは絶無」だった。せめて拾うとすれば、「当代色」で、「鎌倉乃至は其の付近を詠じた歌が現われている……必ずしも文芸は京都奈良を中心にしたくないこととなった。さうして兵馬政権が相模の「海浜地」にあったことを示してゐる。これだけは歌謡史上の稀少事項としてひきつけられる」。また「道行きだけは異常な発達を遂げたもので、これは政治の中心が鎌倉に移つて海道を上下することが昔時に幾倍した結果であり、又一方には抖擻^{トモツ}行脚や霊仏参拝が盛んになった結果、大成された一新文体なのである」。

宴曲は、早くに姿を消した。諏訪信仰における芸能を発見しようとするなら、「諏訪効験」の時代的な古さに目を奪われてもしかたない。基本は、『年内神事次第旧記』とその積義、また『諏訪大明神画詞』の解説にあるのももちろんだが、同時にたとえ資料は新しくても、詞章の間に何気に挟み込まれた、詩句と歌、また行事の断片から、失われた芸能の光景を幻視し、そのざわめきを感じてできるかどうかが鍵なのだ。

I 御柱の今昔と芸能

御柱の昔と今

早くに廃絶された諏訪神楽の運命と皮肉なコントラストを示すかのように、今なおエネルギーに実修されている祭りがあつた。諏訪人が世に誇る、六年に一度、申と寅の年に開催される御柱^{おんぼら}である。御柱と芸能。この一見関係なさそうなテーマから、稿を起すことにしよう。

「今としは信濃なる諏訪の神社にて御柱てふ大神事行なはるゝ」と聞いた甲州の俳人某が、諏訪を訪れたのは文化七（一八一〇）年四月初旬。あいにくの雨に降り込められた。「けふはとて蓑にかえけり旅ごころも」。翌日も雨だったがほどなく雨が上がり、山路の疲れも忘れて眺望を楽しんだ。「つらかりし雨に一入^{ひとしほ}青葉かな」。翌日が待ちに待った御柱の日。「心急がれて」宿を出立するも、安国寺に集

(4) 「風の祝」については、注3拙稿「もう一人の天皇」諏訪祭政体の大祝をめぐって」でもふれた。

(5) 『新訂増補・日本歌謡史』（五月書房、昭和五六年）。

(6) 『年内神事次第旧記』・『諏訪大明神画詞』の引用は、神道大系神社編『諏訪（神道大系編纂）』による。引用に際しては、『旧記』、また『画詞』と略称した。なお注釈として、伊藤富雄「諏訪上社」年内神事次第旧記「積義」（伊藤富雄著作集第二巻、永井出版企画、昭和五四年）、茅野市教育委員会編・校注武井正弘『年内神事次第旧記』（平成一二年、二〇〇〇年）、武田麟太郎『新年内神事次第旧記積義』（諏訪郷土研究所、平成一〇年）を参照した。出典提示の煩雑さをさけるため、伊藤富雄積義、武井積義として引用している場合がある。宮地直一『諏訪史・第二巻／後篇』（信濃教育会諏訪部会、一九三七年）、金井典美『諏訪信仰史』（名井出版、昭和五七年）を筆頭に、『諏訪市史』・『茅野市史』を含め、基本とすべき参考文献は少なくないが紹介は省いた。なお御柱に関する代表的著作として、宮坂光昭『諏訪大社の御柱と年中行事』（郷土出版社、平成四年）をあげておく。

(7) 延宝七（一六七九）

結した御柱の周辺には群集がひしめき、また警護の面々のいかめしさに「肝つぶるゝ心地」がしたという。さて「御神の立せ給ふ神宮寺と云ふ社地」（上社周辺）に近づけば、そこは御柱を待ち受ける人、また人の波が押し寄せ、立錐の余地もない。

此の国にはいふもさら也。近国他国の参詣、老少男女群集してさらに押すも分けられず。道筋の村里より此の宮居までの人家は一字も残らず棧敷と成して、見物の男女の入りつどひ、某外山林田野まで尺地も残さず小屋かけわたし、あるいは綱張り、敷物もふけてこみ入りつゝ錐を立つの透間も無し。木の枝、家の屋根迄も人ならぬ所もなく、おびたゞしきなんど云ふ斗りなし。あが輩も宮居近きあたりに棧鋪借り求めて、ひねもす御祭りを拝見す。

若葉／＼幾夜ふとしき御ばしら

事終る頃はさすがに永き夏の夜ももはや西山に隠れぬれば、余多の老若西へ馳せ、東へ走りておのが様々にどよみ去りぬ。（「信中記行」）

それから二百年後の二〇一六（平成二十八）年。七年振りの御柱年を迎えて、諏訪の各地は久方ぶりの活気をとり返している。本冊子『東西南北』が刊行の三月には、町は御柱一色に塗りつぶされていることだろう。この加熱の度合いに反比例するかのごとく、中世諏訪社の神事は、「蛙狩」と「西の祭り」のかたちだけを残してほぼ消滅し、芸能にいたってはもはや痕跡を見つけるのすら難しい。

周知のようにかつて諏訪社は、生き神大祝を筆頭に、神長官（守矢氏）、禰宜太夫、権祝、擬祝、副祝が「五官」として君臨し、独自の祭政体を形成していた。神子・神楽男・命婦など巫祝たちは数えきれないほどに多く、中世資料には大祝が任命権をもつ「雅楽」十名が、慶長七（一六〇二）年の『神子名書万目録帳』には、四〇名もの神子の名が記されている。こうした断片的記事だけでも、諏訪社の宗教芸能・祭事の豊穰さが想像できよう。同時に、かつて三河・信州・遠州という天龍水系の祭祀・芸能圏で、特異にして重要な一角を担った諏訪神楽に思いを馳せるならば、中世諏訪社の年中行事はもちろん、式年造営御柱もとりどりの芸能的要素に彩られていたはずだ。

現在上社では、本宮四本・前宮四本、計八本の御柱を山から里へと曳行し（「山出し」と「里曳き」）、社地の周囲に立てる（建御柱）ダイナミックな行事に関心が集中している。中世の御柱の実態は不明だが、少なくとも天正年間では、六年に一度、御宝殿を筆頭にすべての鳥居・玉垣・回廊・撰社まで造

年、幕府に提出した『諏訪上社社例記』から、江戸期の基本構造を確認しておく（神道大系神社編『諏訪』所収）。

一、寅申七年毎ニ、本社従り五里ヲ隔ツル御小屋嶽ニ登ル。大明神勸請ノ社有リ。正月寅申ノ日、柚人潔齋シテ五丈五尺ノ円木八本ヲ伐リ、御柱ト名ヅク。三月寅申ノ日、御旅寝ノ神ニ挽キ、翌日神ノ川原ニ挽キ出ス。四月寅申ノ日、（以下、武者行列や大祝・神長等神人の軍装の記述にて省略）、御柱二本本社ニ立て、二本ハ前宮ニ建ツ。翌日四本ヲ両社ニ建ツ。…此ノ年、萱葺ノ宝殿之ヲ改メ造ル。寅申ノ日ニ遷宮アリ。是ヲ御柱祭ト謂フ。」

なお漢文は引用に際し、私に書き下した。また仮名や助詞、句読点なども、適宜補った。

（8）『新編信濃史料叢書』三二巻所収。

り替え、遷座するという壮大な儀礼の一環であった。途方もない量の木材・人力・経費を要するため、造宮に奉仕する郷は、信濃国中の一三三郷が担ったという。

天正六（一五七八）年の『上諏方造宮帳』は、タイトル「上諏方」の下に「御柱・大鳥居・御室殿・御門屋・廊・末社」とあり、それぞれの所役・負担を各郷村に配分した帳簿で、同年の『上諏方大宮同前宮造宮帳』では瑞垣・玉垣・外垣の担当と負担が細かに記録されている。下社も同様である。新しく造宮される社殿・舗設の規模と数の多さに圧倒される。

けれども中世で盛んだったのは、御射山祭祀を筆頭とした年間の七十余りの年中祭祀だった。しかし室町期を挟んで、江戸時代には、七年に一度の遷座祭と御柱が中心を占めるようになっていく。その象徴というべきが高島藩主率いる騎馬行列であり、因果関係ははっきりしないが、やがて諏訪神楽、そしてほぼ御射山祭も姿を消した。

さて中央にも名を轟かせていた御射山祭は、毎年七月末、前後合わせて五日間、本社から遠い山中に薄・萱で葺いた穂屋ほやをいくつも作り、狩猟を初め、さまざまな催事が展開された。壮麗にして野趣溢れるこの一大野外ページェントに、各地から膨大な数の見物衆や芸能民・賤民が押し寄せ、思い思いに熱狂し、遊び興いっしょじた。兼家系の甲賀三郎縁起が物語の末尾を御射山で語り終えていることから、その重要さと知名度が窺えよう。

毎年、御射山に仮設された数々の穂屋・施設のなかに「山の御庵」がある。御柱年には、「山の御庵」の周囲にも四本の御柱を立てたらしく、守矢家文書「嘉禎神事書」の「十三所造宮」に以下のように見える。

- 一之御柱 祝五人之役
- 二之御柱 供僧十二人之役
- 三之御柱 雅楽十人之役
- 四之御柱 八乙女職掌之役

この記事が無視できないのは、天正一六（一五八八）年の「上諏訪造宮帳」にも、御射山の「内の御宝殿御柱、五官衆・供僧衆、雅楽・神子屋衆、御帳各々御請被申し候」と、ほぼ同じ記載が見えるからだ。ただし付箋に「此れ以前ハ沙汰無ク仕候。当年者御うけ申し候」とある。これを信じれば、天正以降に

(9) 諏訪教育会編『復刻諏訪史料叢書』中央企画、昭和六〇年、二巻所収。

(10) 同右。

(11) 「凡諸国参詣ノ輩、技芸ノ族、七深山ヨリ群集シテ一山ニ充滿ス。今夜参着ノ貴賤面々、信ヲ起シ、輩ヲ合テ祈念ス。諸道ノ輩、衆芸ヲ施ス。又乞食・非人此処ニ集ル。参詣ノ施行更ニ隙ナシ。都鄙ノ高客所々市ヲナス。」〔画詞〕七月二七日の条。

(12) 「嘉禎神事書」〔復刻諏訪史料叢書〕第四卷「守矢家諸記録類」所収。

(13) 天文十一（一五四二）年、武田晴信は諏訪氏を滅ぼしたが、諏訪氏の信仰は厚く、退転した重要な祭祀・社殿を復活すべく、調査と再興を命じた書状類が『諏訪上下社祭祀再興次第』で、永禄下知状とも呼ぶ。これらによって、中世の祭祀形態を知ることができ。武田信玄の花押もある。神道大系神社篇『諏訪』所収。なお同史料の永禄九年九月の下知状に、「一、内の御玉殿ノ御柱并鳥居・御射山ノ御柱退転。本帳ノ如クハ、五官の祝・雅楽・供僧十二人・八乙女・職掌五人、彼ノ役トシテ造立ノ由所載候ノ条、古文ニ任セテ公道ニ相勤ムベキ者也」と見える。ただし「年内神事次第旧記」の「一、御射山作り申スベキ次第」

しきたりとなつたのか。それにしても諏訪社を担う神役たちが御柱奉建に関与した事実は見逃せない。

ひるがえつて本家本元の上社の御柱は、どんな様相だったのか。よく知られているのは『諏訪大明神画詞』^{〔14〕}の「記事くらいなので、中世の姿の一端を、『神長守矢満実書留』^{〔15〕}で覗いてみよう。時は寛正五（二四六四）年四月初旬。式年の造営と御柱の年だったが戦乱の只中で、諏訪軍は甲州に出陣していたため人手を欠き、本地堂（普賢堂）の年中仏事「花会」^{〔16〕}もできない状況であった。そこで御柱は、中の申の日（二三日）が定例だが、二五日の申の日に延期との案が浮上する。しかしそれを思い留まらせたのは、まだ記憶も新しい応永二九（一四三二）年の御柱をめぐる出来事だった。

応永二九年四月一日寅の日の御柱の曳行と建立は、二日後の十六日に延引された。わずかに二日の日延べでも「神は非礼を請け給はず」、前宮一の御柱を立てる際におそろしい事態がもたらされた。当時は境内の大木に綱を張り、それを使って御柱を立てる。その支えというべき大木が折れ、倒壊したのだ。社参の人も含め、何人もが押し潰されて死ぬという大惨事となった。「諸人、舌を巻き、身の毛もよだち、肝をけす」^{〔17〕}ありさまだったが、一方で「神力、あらたの不思議あり」。倒れた大木の木の股から、聖童の神使^{（おとこ）}たちが少しの怪我もせずに「出現」したと満実は記している。

とはいえよろこばしい奇瑞はそれだけで、そのあとも神の怒りによる違例は続いた。そうした四〇年前の生々しい記憶がよみがえり、神罰を畏れて、寛正五（二四六四）年の御柱は、祭事暦通り、中の申二―三日に挙行が決定、ただちに飛脚を発遣し、甲州にいた総軍勢は諏訪に召還された。そして急ぎ御柱に縄を打ちめぐら



御柱絵巻上巻・下巻（長野県岡谷市小口長重氏蔵）、長野県立博物館1998年度『諏訪信仰の祭りと文化』図録より

には「大四御庵ハ、上下桑原役。前宮四御庵ハ、小坂郷役。磯並四御庵ハ、在地側の事情や所役回避で、神人の役割に変わったか。

〔14〕「寅申ノ支干ニ当社造営アリ。サレバ彼ノ年曆ニ目代巡役ノ官人ヲ大行事ニ差シ定メ、御符ヲキリ、國中ノ要路ニ関ラスヘテ神用ヲ分配ス。一国ノ人民、諸道ノ工匠ヲ集テ經營ス。氏人并國中貴賤、人屋ノ營作ヲナサズ。料材ヲ他国エ出サズ。数十本ノ御柱、上下ノ大木一本別、一、二千人力ニテ採用ス。加之元服・婚家共是ヲトム。（注15参照）違犯ノ者ハ必ず神罰ヲカフル。垂跡已來越年ノ例ナシ。年内必造り畢ルトケテ覆勘トイフ。敬白ヲ申ス事也。」

〔15〕元服や婚姻儀礼、家の改築などの禁止だけではない。葬法にもきびしい掟があった。

「洲羽国の古法に御柱を建玉ふ年、又御登保〔御頭〕に合り、御神事に仕奉るべき年に死者あれば、貴き賤しきによらず、俗言に葬礼場又三昧処などいふ地に埋みて己が墓所あるも私に其の墓所に葬る事能はず。其は磯地より捧れる物はずべて御神事に用ひ玉ふまじ御制度による事なり。」
〔顕幽本記〕「秋之部一」。

〔16〕 武井正弘先生講義録

したのだった。(縄打ちも本来なら三月の行事である。)

次の引用は、今でも見所となっている「川越し」の場面である。

大雨降り候しが、宮川を引き越し申し候へば、日照あかり候し、社参の人民、御柱の綱に手を懸け申さんとて、我先にと色めく有り様、肝にめいじて貴かりける。男はかみを引きくだされ、はかまのすそを^(指)しんていに^(深泥)ふみ入れ、かたづ^(片唾)をのみて繩に手を懸け、こし・ちり^(塵取)とりにのりたる人々は、みず・すだれにゆたん^(油車)をかけ、したすたれ^(下塵)なんと引きかさね、こえ^(声)をもたてしと忍べる女ばう、まんもきちやうもかなぐりのけて、十二の衣の色めくもすそも何ならず。水むるぬきに^(浴巾)ふみ入^(踏)りて、ひすい^(翡翠)のかんざし^(簪)をいたにかみにするまゝに、我先にといそぎあわつるありさま、^(有様)貴むべきは当社の御内証なり。

男も女も、貴賤の上下もあつたものではない。男の髪は引つ張られ、袴の裾は泥まみれ。輿に乗つた女房も最後は簾もかなぐり捨て、十二一重の裾が乱れるのもなんのその。半狂乱になりながら御柱の綱に取り付こうとする人々の目くるめく興奮が実にリアルに表現されている。『神長守矢満実書留』は寛正五年(一四八四)以降からなので、それ以前の様子は不明だが、こうした熱狂はこの年ばかりではあるまい。さて六月一四日、ご神体の宮移しのおと御宝殿の建立に着工した。十二月五日に棟上式、十二月二十九日に国司から派遣された使者が御宝殿を臨検・承認する「覆勘」の儀式が執行され、ここに御宝殿は正式に完成をみた。そして大祝と五官は、「御酒と肴一献」を鯉木に奉納し祝つたが、このとき宝殿内正面の柱に内鎌(薙鎌)を打っているのも興味深い。今にも続くしきたりという。

本来なら御宝殿の造立は正月寅申に着工し、三月が棟上式だから、違例づくめで、年末ギリギリに式年の造営は間に合ったことになる。こうして寛正五年の御柱は、戦乱の渦中のため延引を余儀なくされかかったが、応永二九(一四三二)年の神罰による惨事の記憶が踏みとどまらせたのか、諏訪軍は帰陣し、しきたり通りにかろうじて御柱は立った。しかし満実は「此の御柱の年は猿楽一人も参らず候。ふりゆうもなく、さてこそ御柱立ち給ふ」と感慨をもらしている。

たとえば『諏訪上下社御柱祭古今』によれば、明治以前の御柱でもつとも目を惹くのは、曳行の行列である。高島藩主以下、各種騎馬団が御柱行列の要所要所に配され、五官の祝は狩衣・折烏帽子・鹿皮の行膝、大祝は八角級の笠に梶の葉の藍染の直垂・夏毛の行膝で脇に白木の弓を挟み、矢を負い、

『神長守矢満実書留』(諏訪研究会/守矢文書研究会、平成一三年)より、原文引用。

(17) 上社神氏が甲州へ出兵した事情も含む歴史的背景と勢力関係については、伊藤富雄「室町季世南信濃乱離史攷」(伊藤富雄著作集第四巻『戦国時代の諏訪』、また『茅野市史中巻』(昭和六二年)に詳しい。いわゆる諏訪社縁起の生成はもろろん。なにより祭政体の経営・維持と祭祀の実修に関しては、鎌倉武士団との関係史が重要だが、本稿では扱わなかった。

(18) 「此の日の状は、昔此の堂の辺りに数の桜木並立りしか、其の木間に舞屋(俗に舞台と唱るもの也。予が若かりしころまでは、其かたちはづかに存れしかど、今は見えずなりき)ありて、四月八日仏事終て後、此の家にて童等に舞しめ、神官達及び僧等まで集ひて、其の舞と花とを見たりける昔の状の片端の存りしなり。又此の舞を俗に児「ちこ」の舞と唱へ、今も伊那郡上穂といへる郷の光前寺に存れり。」(『顕幽本記』「夏之部四」)(19) 「薙鎌」は、風の信仰に関わるだけではなく、呪物的役割や境の表示も果たしており、重要だが、今回は省いた。注3の拙稿「もうひとりの天皇」でふれている。また諏訪史談会編

紫の鞭を手にして騎馬というあでやかな軍装に身を固めている。力者もいる。現行の祭りでは、日光東照宮祭礼の千人武者行列を想起してもよいかもしれない。またこの莊重で華麗な曳行の行列と勇猛な建御柱を一目見ようと押し寄せた見物集団の中には、かつての御射山祭と同じように、多くの芸能者や賤民も混じっていて、思い思いの歌舞や芸能で盛り上げ、おひねりを稼いだろう。

江戸期より遙か前、「猿楽一人も参らず候。ふりゅうもなく……」との満実のつぶやきは示唆に富む。少なくとも室町期の御柱には、「猿楽」も「ふりゅう」も欠かせなかったのだ。

江戸期以前の騎馬団の行列や、今も行なわれている仮装行列が、かつての「ふりゅう」の俤を残しているのだろうか。ここでは柳田と折口の「ふりゅう」についての見解を引くに留めておく。

日本の国語のなかで、「風流」という語ほど、意義の変わっている語はない。室町から江戸初期にかけては、いまのいわゆる「風流」の内容とは離れていて、「仮装」ということがこの語の中心である。(『日本芸能史』)

村の踊りの遊芸化には、風流ふうりゅうというものが大きな影響を与えている。風流という語の中世の意味に訳してみれば踊り子装束の趣向であつた……(郷土舞踊の意義)

猿楽と万歳

本稿で注目したいのは、「ふりゅう」よりも「猿楽」の参与である。時代は下るし、簡単なスケッチだが、江戸時代の『諏方かのこ』は、ことほぎの歌や舞が華を添えたかつての御柱の息吹きを伝えている。

……中にも寅申の年御柱みほしちの大祭あり。千早振神代のまゝのならばせ、うやくしき神輿の粧ひ、最もたうとき事共也。宜禰よみが鼓は雲井(うぐい)にひゞき、舞姫の歌は天津みそらに聞こゆ。ふとしき御柱みほしちは幾尋の大綱を以つて、数千人にてむかひ奉る。千歳楽万歳楽の声は宮居みやゐにみち、貴賤往來の音は地にとゞく。賑ひまさる神事こそいとめでたけれ。

「千歳楽万歳楽の声は宮居にみち」という表現が気にかかる。これがただのめでたい形容と思えな

『諏訪史蹟要項十一 諏訪市中州篇』(一九六六年)も参照。

(20) 『復刻諏訪史料叢書』第六卷所収。

(21) 折口は日本芸能史講義の別の機会に、「ただいま、風流という語は、たいてい仮面になっている。「浮立」、こんな字を宛てているところもある。信州の諏訪社のも、文書には、「符札」と書いている」と述べている。しかし諏訪の「符札」は、「風流」の当て字ではなく、「御符(みふ)札」のことである。さすがの折口信夫も知見がなかったらしい。

(22) 『復刻諏訪史料叢書』第四卷所収。

いのは、同書は別の箇所「万歳」の項で、「当所（注・諏訪）の万歳は、往古より赤沼村に在り。文句・節ともに異り。世に三河万歳、諏方万歳といふ」と記しているからだ。柳田國男『毛坊主考』によれば、「三河万歳」「知多万歳」など「これらの万歳はいずれも土御門家より免許状を受けおる低級の陰陽師で、常は卜筮をもって業とし通称はいずれも何太夫という」。柳田の考察を受けて、三河万歳の「院内」村を取上げたのは早川孝太郎だったが、諏訪万歳の村は、赤沼村ということになるろう。

「赤沼村」は旧四賀村（桑原村・神戸村・飯島村・赤沼村）の上川の下流沿いの湿地帯で、「往古水溜り、水ノ出入リモ之無ク、赤く洪水故斯云しや」（諏訪諸村并旧跡年代記²³）といった劣地だったらしい。

慶長十八（一六一三）年から文久二（一八六二）年までの石高調査では神戸村・飯島村とさほどの差はないが、寛文十（一六七〇）年から明治四（一八七二）年までの「屋軒並び人別調査」では、寛文十一（一六七二）年から寛延二（一七四九）年の間は無人、また寛政四（一七九二）年から文久二（一八六二）年までも無人である。いわゆる入会地の争論にも見えていないので、別の理由で退出したのか、「屋軒並び人別調査」がずさんであったのか。さてこの旧四賀村は道祖神信仰が盛んで、「道祖神習俗集²⁴」を見ると正月一四日に祭があり、なかでも上赤沼上腰巻通の祭りは賑わいがあった。ちなみに赤沼の産土神は子の神である。『祝詞段』に「……金子ニ鎮守ハリヤウサンソン、飯島神明、赤沼ニネノ神……」と見えるから、赤沼も子の神も、中世には存在したと考えられる。また赤沼出身の安倍炳学清齋なる人物は、小山田河内清隆の息子で元「小山「田」」姓だったが、天保三（一八三二）年九月十五日に「安倍朝臣晴親卿」から賜ったとして「安倍炳学清齋」を名乗っている。柳田の言う、下級陰陽師の匂いが漂うのだ。また『諏訪郡諸村并旧跡年代記』によれば「万歳小山田氏」とあり、万歳師が居住していた地区であることは間違いないだろう。

ところで柳田は、『毛坊主考』より数年前に「万歳」に言及していた。

万歳は三河の専売なるがごとく思う人もあれど、三河は徳川氏との縁故などにて江戸に勢力を得しものなるべく、そのほかに河内^{かわち}には河内万歳あり、尾張には津島万歳あり。伊勢には伊勢万歳あり。……いずれも皆踊りを職業とする部落なり。……ことに東西に雄拠する三河と河内との万歳は、おのおのその国の郡名設楽（シダラ）郡及び讚良（ササラ）郡と関係あるべしと思えど、いまだ推究せず。万歳の称呼は中世の千秋万歳^{せんしゅうまんざい}に出ることまことに「閑田耕筆^{かんたんこうひつ}」に言うがごとくなるべし。……

(23) 日本歴史地名大系2
0 「長野県の地名」平凡社に所引。

(24) 『諏訪史蹟要項十一
諏訪市四賀篇』所収。

猿楽の徒にもまた昔は諸国に住する部落ありしがごとし。京・江戸に用いられ次いで各藩共通の一芸となり発達して今日に至りしものはいわゆる本座の芸なれど、この以外に国々の猿楽はありしものならん。……優勝劣敗の三百余年はほぼ全国の猿楽をして今のいわゆる能楽に変形せしむるに十分なりしならん……。〔踊の今と昔〕

明治四四（一九一）年段階ですでにこうした見解を出していることに驚く。「万歳の称呼は中世の千秋万歳に出る」のはその通りだし、「国々の猿楽」への目配りも見逃せない。実際古くから、（千秋万歳と猿楽は結びついてた⁽²⁵⁾）。

千秋万歳

たとえば『繼塵記』正安三（一一三〇）年正月五日の条を見ると、仙洞御所の庭で「千秋万歳」が祝言の舞のあとに即興的な猿楽を演じている。『花園院宸記』元享四（一一三四）年正月十五日、文保三（一一三二）年正月十三日の記事でも、表芸の祝言（舞）のほか、猿楽を演じているのがわかる。

ちなみに伴信友が天保六（一八三五）年に編纂した『中古雑唱集』は、「平安期から室町期ころまでの「雑唱」を集めた貴重な詞章集⁽²⁷⁾で、万歳がどれほど広範に享受されたか、また起源がいかに古いかも知られよう。新しいところでは、文政十三（一八三〇）年に「万歳祝詞」として、二人の万歳による長文の祝言を「中山美石」が記している。こうした経緯を経て最後に万歳は、才蔵と掛け合いになるのである。

さて「綾小路俊量卿記所載五節次第並野曲^{（五）}」^{（五）}「中古雑唱集」では、「丑の日……万歳楽」は「下郎ヨリ乱舞」と見える。折口信夫の指摘通り、「萬歳には上下の段階があった」（年中行事）。

ほかひ々と云ふのは、正月に主として出て来て祝言を述べて廻る人々のことである。其には来年の事触れをするものと、今年一年のことを譽めて廻る言壽ぎとの二つがあるが、二つが結びついてあるやうである。……ほんたうに春来るものには、萬歳をはじめ、江戸の初期に既になくなってゐた物吉^{（チヨシ）}がある。……萬歳には上下の段階があったものと見える。萬歳が地方的になつて、都の萬歳がなくなつて来た。江戸時代には徳川の保護をうけて、三河・尾張のものが盛んになつて、東部日本に行き互つたのである。上級の神官は身分のよいものであるが、萬歳を行ふも

(25) 「千秋」万歳」については、新井恒易『能の研究』（新読書社、昭和四一年）などが有益である。このほか堀立熙『越前万歳の歌詞——その変遷についての一考察』（双書フォークロアの視点9・後藤淑編『遊行芸能』岩崎美術社、一九八九年）、盛田嘉徳『千秋万歳の研究』（中世賤民と雑芸能の研究）所収、雄山閣出版、昭和四九年）など。

(26) 三谷栄一『日本文学の民俗学的研究』有精堂出版、昭和五年）にくわしい。

(27) 高野辰之篇『中世雑唱集』（日本歌謡集成）五巻近古編（東京堂出版、昭和三年）。同書には『禁中千秋万歳歌』も所載。

のは、下級の神主であった。一種の特殊な待遇をうけたものに、神事舞太夫と称するものがある。山深いところで、神主と言うてゐるものは、此神事舞太夫であつて、万歳は多く此人々がやつたのである。

『諏方かのこ』の記した「千歳楽万歳楽の声」が赤沼村の「諏訪万歳」なのか、それ以外の芸能者なのかは不明だが、中世には、金春座・宝生座といった演能の正式奉納以外に、外から猿楽者たちがやってきたことは、今年「猿楽一人も参らず」の発言や、御射山祭の記事からも類推できる。そもそも柳田が指摘したように、「優れた異郷の才能が平心に欣び迎^{よろこ}えられ、似も付かぬ境遇に成長した人までが、一様にその面白さを理解することができたればこそ、野を越え山を越えてわざおぎは千年の旅を続けた」(『風流と我面白』)のだから。

木遣り歌と甚句

さまざまな芸能物に彩られてこそその御柱だった。現行の御柱で芸能的な要素を拾い出すとすれば、長持ち行列と木遣歌だろうか。御柱をうまく曳くには木遣りの上手が鍵を握ることは、諏訪人ならば誰しもが知っている。霜月神楽、たとえば花祭りなども、「太鼓」の巧みなりードによつて舞の動きが決まるが、大木を曳くにはそれ以上の役割が木遣りに求められる。「木遣り」の起源を祇園囃子に、さらに松ばやしに求めたのは折口信夫だった。木遣りの問題はここでは措くが、「木遣り歌」⁽²⁸⁾に関わつて、ひとつだけ紹介しておきたい。

現行の各地の御柱でもさまざまな木遣り歌が歌われる。たとえば「奥山(御小屋山)の山の大大木里に下りて神となる」などは、耳に馴染んだ代表的な歌だろう。今でも歌われているかは不明だが、『諏訪の民謡』⁽²⁹⁾が採集した「長持ち歌」の次の「甚句」⁽³⁰⁾がなかなか面白い。ちなみに「甚句」は近世末期から流行した歌で、普通は「七七七五」の四句からできている。

へ名高き諏訪の七不思議 耳割鹿の巻筆の

書き連ねたる恋の文 いつかお前と御渡りの

歳の初めの蛙狩り 雪も厭わで苦勞して

(28) 「木遣りは、大木や大石などを運ぶ時や、石突きなどの時に音頭を取り人足を励ます唄で、大木や大石を曳く力をつけ、勢いをつけて勇みたたせる唄で、…

…祭礼の山車を曳く時や、祝儀などにもうたつた。：諏訪大社の御柱は木遣り唄コンクールでもある。」(小池安右衛門／解説・小口伊乙『諏訪北山民謡集・附・祭礼と農家の構造』(岡谷書店、昭和五七年)。

(29) 有賀恭一『諏訪の民謡』(甲陽書房、昭和二六年)。

(30) 面白い角力甚句もあげておく。「御射山」という四股名の相撲取りもいたようだ(『諏訪北山民謡集』)。「角力ちや御射山手取りちや鳴瀬 男よいのが、諏訪の森」(註 御射山・鳴瀬・諏訪の森は角力取の名)。

三度の食事も筒粥の　いつも変らぬ点滴の
葛井云わずと御作田の　稲ほどなびいて下さんせ

中世以来、巷間に知られた「諏訪の七不思議」⁽³¹⁾を巧みに取り込んでいる。宴曲の「諏訪効験」なるものぞ。「庶民」の感情と洒脱な歌ごころによる名句で、耳割鹿の筆でしたためた想う女への恋文の終わりは、「葛井云わずと御作田の　稲ほどなびいて下さんせ」で結ばれている。「くすぐず（葛井）云わないで、あつという間に実る御作田（後述）の稲のように、すぐにも私の気持ち分かってくれよ」。見事というほかない。

また以前は、「諏訪歌」と呼ばれる独自の歌と旋律があつたようだ。

古は諏訪歌と唱る一種の歌いものあり。按ふに此れは、先朝の御時より伝はり来たりし雅声にて、今下さまの者の間に行はる、如き俗調にあらず。止事なく尊きわたりに行なはれたる調なるべし。（『頸幽分量記』⁽³²⁾）

たしかに『諏訪の民謡』の「遊歌」の項には、「1、踊歌（諏訪節）」、「2、踊歌（かまやせぬ節）」が見える。盆踊で歌われたものらしい。『諏訪北山民謡集』から紹介しておこう。

へ諏訪の平で　葎なら二本

ヨイソレ

思い切る葎　エヨナア　切らぬ葎

へ大川端で葎オ刈れば

葎ア靡く

よしどりや　鳴いて　焦れる。

コチャ　カマヤセノー

寡聞にして私が知らないだけかもしれないが、諏訪歌、諏訪節、これらの掘り起こしこそが、大切

(31) 「諏訪上社の七不思議」は諸書がとりあげており、人口にも膾炙している。「七つ」は必ずしも一致しないが、こゝは『信州諏訪上社祭礼大概』（神道大系神社編『諏訪』所収）で紹介しておく。

二、湖水神幸（御渡り）、三、元日蛙狩、四、高野鹿の耳割、五、御作田の早刈、六、葛井清池、七、宮殿点滴
「七不思議」の一つ「御渡り」については、石碁三千穂「佐久之御渡り―失われた信仰の痕跡」編集・発行「スワニミズム」創刊号、二〇一四年）が、従来ほとんど注目されなかつた第三の御渡りⅡ佐久の御渡りについて詳細に考察している。
(32) 『復刻諏訪史料叢書』第三巻。

なのではなからうか。その探求は、民謡の本質をあぶりだす一助となるにちがいない。折口の次の発言が暗示的だ。

歌謡、民謡は作者がわからぬというが、ないわけではない。しかし、歌っているうちに作者がなくなつてゆく。みなが歌い換え、手を入れ、誰にも深い関係のない歌が行なわれているのだ。歌が生き物のように諸国を廻り、諸国を廻るうちに成長してしまう。手を入れた人が、手を入れたことを覚えていぬくらいで、そういう点について、記憶力が誰も乏しいのが大事な点だ。そしてもとの形とだんだん変わってしまうが、変えるつもりでなく変わつてゆくのだ。だから結果からいえば、誰も作つた人がないことになる。(ノート篇『松の葉』)

「誰にも深い関係のない歌」ゆえの廻国、「記憶力が誰も乏しいのが大事」との言葉は、深い含蓄を湛えて、歌・民謡の秘密にふれてくる。

II 中世諏訪社の稲作神事―田遊び／御作久田／憑の神事

諏訪の年中行事は、形骸化されていくつか残るだけだが、中世の諏訪大社では、年間七十回を越えるおびただしい祭祀・儀礼が行なわれた。そのあらまは、『画詞』と『旧記』などで知ることができ。本稿では、一連の流れをかたちづくる二つの稲作行事を選び、芸術的側面に光を当てながら考察してゆく(稲作・稲霊信仰は、大祝の存在性はもちろん、年中行事や祭政体全体に及ぶが、ここではあえて省いた)。

〔一〕 正月十五日の田遊び

〔二〕 六月晦日の御作久田(田植)神事

〔三〕 八月一日の八朔行事(憑の神事)

一般の民俗行事でいえば、「一」は正月の予祝儀礼、「二」は田植神事、「三」は収穫儀礼ということ

になろう。

「一」正月十五日の田遊び

大晦日から十四日までの行事

正月十五日の田遊びを考察するためには、それまでの正月行事を概観しておく必要がある。「穴巢籠り」(『画詞』)とあるように、冬の間は大祝以下五官、雅楽・八乙女らは、前宮・神原の半地下構造の「御室」に籠って、秘密裡な神事や祭祀にいそしんだ。しかし時には「穴巢籠り」の用語を裏切るかのように、神原や本宮に出現、さまざまな行事を営んでいたのである。

まず年越し、大晦日から元旦のあらましを『旧記』で確認しよう。元旦といえば、「蛙狩」が有名だが、それに先立って、実に興味深い行事が実修されていた。さしあたり十二月晦日の次の行事が見逃せない。

ミむろへ参りて御年男と小別当と年の神・かまの神の御さかつきの式たい有り。後二祝之御酒三献過ぎて、祝殿は御立ちあり。

年男を主役に「年期を勤めた」年(種)の神・釜の神を「盃事でもてなし、送り還す式」(武井積義が行なわれた)このあと、ミシャグジ神を上げたり下したり、葛井神事などがあるが、ここは省略する。そして年明けとなる。

- (1) 正月一日に、みむろへ年入れ申す。これはたさい神なり。年之神是なり。氏人之玉しひなり。
- (2) 椀飯先に入れ申す。是は安太夫・権平次雅楽之役なり。つたをもつてかざり申すなり。
- (3) 年のみは、ゑさら新墾ゑいさらと申してつなをひくなり。

三つの行事が書かれている。順番としては(2)からで、葛で飾った野趣溢れる「椀飯」を雅楽が御室に納めたが、なによりも興味をそそるのは、(1)新たな「年」(種)Ⅱ「太歳神」を入れる作法だ。「歳徳神」は村人にとつての歳の神で、「氏人の魂」という言葉こそが核心だが、武井はなぜか解釈していない。この点で鋭い指摘をしているのは、伊藤富雄(「あらたまのとし」)である。伊藤は、歳の神を入れ

(33)「御年男」は、武井積義によれば、「その年の干支の男から選ばれ、祭や儀式の折に奉仕する役。具体的には大祝の身辺にあつて、その意を受けて勤めた」。民間(氏子)から奉仕した可能性はなかったろうか。なお「年男」を含む早川孝太郎の見解を「農と能」から抽出しておく。

「これまで述べてきたところによつて、うらないが農の前提をなすこと、同時にそれは農の対照でありかつ基本となるものに、その原因となる生命源泉の付与に目的があることができる。……田楽がおこないとして、かみごととして、もつとも神聖を要したのも以上の伝統を享けていたからである。そのことは、ひいてこれを執行するものの資格に及ぼしたのも当然である。

民間伝承における正月行事の場合では、その技を行なうものを年男と言った。また別に節男とも言い、年または節の表徴すなわち代表者であつて、その人によつて新たな次第は創められたことを意味する。(早川孝太郎全集Ⅲ巻、未来社、一九七三年)。

(34)「あらたまのとし」上社上代の元日行事「伊藤富雄著作集第一巻「諏訪神社の研究」所収、永井出版企画、昭和五三年)。

る作法と③「えさら新霊えいさら」は続く行事、しかもこれは綱引の掛け声と捉えた。

この朝、御室の傍らで、年占^{としうら}の綱引きが行なわれました。これは御室の参詣者や、付近の村人が集まって行なったものであります……。非常に面白いのは、掛け声の中に、「トシノミ」及び「アラタマ」の詞を入れてある事で、これが稲の新霊に呼び掛けるものであることは、疑問の余地がありません。

「年の実」は「稲の実」のことで、武井の解釈も同じだが、「大明神の諏訪征服の武器となった蔦枝の綱で、えさら・えいさらと豊かな稔りの年を御室に引き入れる」としている。後述するが、「大明神の諏訪征服の武器となった」のは「蔦枝」ではなく「藤の枝・輪」だし、また「えさら・えいさら」は「重いものを引くときの掛け声」と説明するのみで、誰が引くかの言及もない。御室に年に実を入れるだけと、御室の中ではなく、御室のそば⁽³⁵⁾で民が「綱引き」するのは、大きな違いである。伊藤と武井では、元旦の行事そのものの意味がまったく異なるだけではない。御室のイメージにも大いなる変更を強いてくる。なによりも武井が、「氏人のたましい」の語釈を省いているのは致命的だ。武井の訓読と補注はすぐれた仕事だが、なぜ先人・伊藤富雄の釈義に言及していないのか。これは大いなる誤読、都合の良い解釈放棄としかいうよりない。

「大晦日の夜の人間の魂を祀る祭と年占(稲の魂を祭るもの)とが時間的に接続して行なわれる」という伊藤の見解、いや習俗こそが重要なのだ(「タマ」信仰や前宮「新玉社」に言い及ぶが、今は措く)。

見逃せないのは、氏子や地元民が主役となって、「御室」の「新霊祭儀」と呼応するかのよう、御室近くで綱引きをしていることである。年占の綱引き⁽³⁶⁾に違いない。いまさらながら、伊藤の踏み込んだ、卓抜な解釈には脱帽する。

年占の綱引きのイメージは、唐突ながら「田植草紙」晩歌三番の一部を思い起させる。「梅の木の下で 鞆をたうど蹴たれば むめははらりこぼれる まりはそらにとまりた……」、「殿のまへの柳に まりがかゝれかしの とをりさまに蹴ていのふ まりがかゝれかし……」。「蹴鞆」の歌である。

蹴鞆は王朝貴族の遊戯にはじまる伝統競技と思いがちだが、渡邊昭吾は、「元は農村における占的行事」と推察、藁で作った鞆を二組に分かれた村の青年が蹴りあう事例を紹介している。「懸り」(桜・柳・楓・松が正式だが、梅も入る場合がある)という四本の樹の中で行なわれた蹴鞆は年占だけではない。

(35) 「……現今では前宮神殿の遺跡全体を神原と呼んでいるが、同所に神殿の存在した時代の神殿は今の十間廊付近だけである。……神原というのは、その名の示すがごとく原野で、……立増の御神事を始めとして頗る多いのである。」(伊藤釈義)。

(36) 正月行事で綱引きを行なう事例は意外に少ない。この正月四日、遠州・滝沢(現・浜松市北区)の「おくない」を一部見学したが、その中に林慶寺の庭前での綱引き行事があった。昔は正月六日の行事だったという。長く延べられた藤蔓の中央に結び付けられたムシロの上にお櫃の飯が据えてある。村人が東西に分かれて藤蔓を引き合う呼吸に合わせて、潔斎した大禰宜と小禰宜が飯を揉む行事で「もみ飯祭り」と呼ばれる。昔は川の対岸で二つの集落が引き合い、勝った方が豊作と言われた。こうした事例も、諏訪上社の元旦綱引きが、稲の豊穰を占う神事であることを徴証してくれる。中世の諏訪社と遠州の「おくない」行事との、綱引きによる思いがけない照応である。なお静岡県浜松市教育委員会編・発行「滝沢のシンウチ行事」(昭和六三年三月)によれば、「綱引き」の分布は広く、引き合う木も色々で、

「神事的性格」、「祭壇に安置された」という言葉も暗示するように、春夏秋冬役の四人による語りの芸能、「四方四季」の祝言が、遠州の「おくない」に伝わっている（年占に留まらず年始の芸能として豊かな展開を見せた事例については、本誌の宮嶋隆輔「三信遠の立合猿樂——懐山おくない「鞠のかがり」を中心に」を参照されたい）。

さて前宮・神原では、古来のタマまつりのような伝統行事があったわけだが、これについては、「歳神は、半ば神で、半ば祖先の魂と言った形をとっている」（年中行事）との折口説も補強してくれよう。伊藤積義によれば、諏訪地方には、各地方で失われた「魂祭」が残っていた。

古く遡れば師走において魂祭が行なわれておった……。諏訪郡地方では今もってその遺風を伝えている。十二月三十一日の日には、いずれの家も「御ミタマの飯」と称するものを炊いて仏壇の精霊に供える。それは折敷へ三合くらい飯を円形に持って、これに茅の箸を挿したるものである。

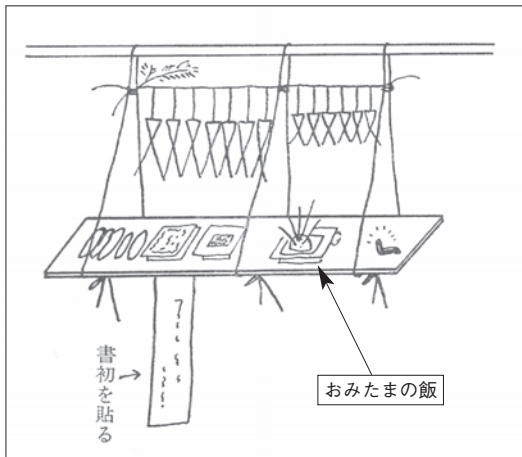
「タマ」を象徴する供物を折口は、「握り飯・しとき・団子・鏡餅」とみているが、「高飯」と言って

大盛り飯を仏前に供える例が多い。伊藤の文章は「諏訪郡地方」と漠然としているので、ここは具体的に諏訪・北山地域の正月行事の例を紹介しよう。この地域は、古くから遠州などとの交通の要衝で、近年まで昔の習俗を残していた。

さて北山の旧家では、上座敷の長押しに歳徳神（としがみさまとも、お正月さまとも）の「けえ垂」を、歳神さまの棚と仏様の棚に下げる。仏様の棚には、大晦日の晩山



遠州・滝沢（現・浜松市北区）の「おくない」、林慶寺の庭前の綱引き行事



諏訪・北山地域の歳神様の棚（左側）と仏様の棚（右側）
〔諏訪北山民謡集〔附・祭礼と農家の構造〕より〕

かつ年占以外に稲霊の活性化などの意味をもつという。
〔37〕『田植歌謡と儀礼の研究』三弥井書店、昭和三五

盛にした飯に、月の数だけ箸を差して供える。これを「おみたまの飯」という。〔諏訪北山民謡集〕小口伊乙解説

農家にとって正月の行事は最も大事な行事の一つであった。歳神さまの来臨を請うて、これを祀り、一年の農耕生活の安泰をねがうことであるからその祭りは、一年の農耕生活の行事を具象化しそれを呪術的に描き出して、一年の収穫を予め知ろうとする……。そして迎えた歳神さまに伺い、援助を祈りお供えしともに食べ祝う祭りだと思ふ。いうなれば歳神さまは農耕の神であり、稔(とし)の神であった。

ところがこの神さまは、一方ではみたまさま(御霊様)と言い、お供えの大盛りのご箸をたてたご飯を、みたまさまのめしと呼ぶ。ところによってはこのことを仏の年越しとか、先祖正月などとも言つて、先祖の霊を迎えるのだと言っている。これらのことは少なくとも年神は、先祖の霊としての性格をもつていたと信じられていたことになる。すると、仏教が渡来(五五二)以前、先祖の霊を祀つた形が思わせられる。

ここまでみてきて、あらためて中世諏訪上社の元日行事を整理してみよう。

- (1) 御室に「年」(稲)を入れる。大祝たちは椀飯で祝う。
- (2) 御室付近で、民人たちが年占の綱引きをする。
- (3) 神人は大宮へ巡拝・社参する。神事が終つて御室へ帰参する。
- (3)の補足をする、前宮・神原から本宮への大祝ら社参の一行を、「山道往還ノ貴賤、村里郷党ノ士女、市ヲナシテ見物」〔画詞〕した。新春にふさわしい、さぞ晴れやかな光景だったろう。大祝一行は本宮に参拝のあと、御手洗川で今でも有名な「蛙狩」を拳行、一行が「御室」に帰つたのは「深更」で、萩組の座にて、神使・頭郷の差定が行なわれている。

十四日の筒粥神事

三日、四日、七日(七草粥)などは『旧記』は、簡略に記すのみで十七日の武射の神事まで記載がないが、十四日は、これまた年占というべき筒粥神事が御室で行なわれた。晦日の御幣の串(葦)を「正月十四日夜、筒に切つて五穀を当て当てに名を書き付けて筒粥を煮る。是にて御五穀を占う」の

である。そして翌十五日、五官や民に告知する。筒粥自体は珍しくない行事だが、この筒粥の結果は、翌「十五日御神事の時、五願・氏人を拝す」(『画詞』)とあるから、本宮で披露したわけだ。『諏訪神社祭典古式』⁽³⁸⁾によれば「三十三」の作毛と「善悪吉凶」を判じたという。

十五日の田遊び神事

さて問題は、十五日に行なわれたであろう「田遊び」である。両書に記事がなく資料に出てくるのは後年なので、宮地直一は、「他の諸社にも類例を求め得らるので一社の特殊性に乏しい」、「江戸期に入って高御子屋で田遊びを催すようになった」と推測している。だがそう言い切れるだろうか。たとえば『信州諏方上宮祭礼大概』(以下『大概』)は、正月十五日に「田遊びの行事」があったと記している。同書の成立は不詳で書写は江戸時代だが、他の類書にも認められる。

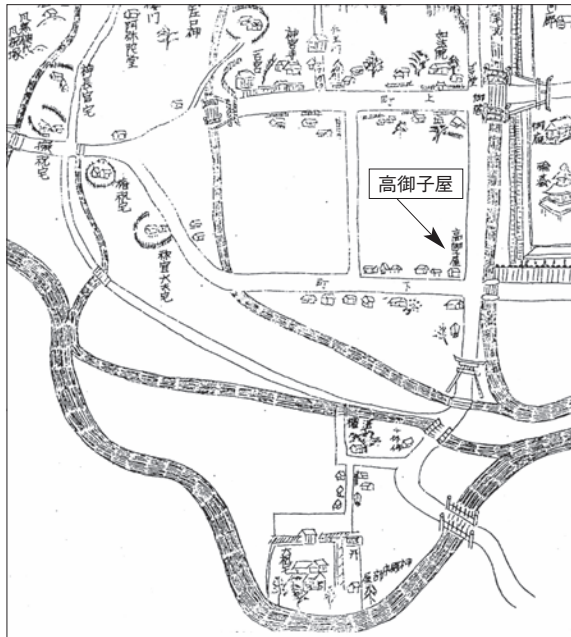
・十五日……夜二入り、神楽屋にて田遊の行事、八乙女・太夫之を勤む。(『大概』)

・高御子屋にて十五日、小社人之田遊之神事之有り。其夜、普賢堂、追灘の神事之有り。(信濃国昔

姿)

右の神楽屋は「高神子屋」の俗称だろう。「高神子屋」という屋舎は見逃せない。伊藤積義は「神子屋以外にまた高御子屋なるものが存する。高は大祝関係のものを呼ぶ詞であるから、これは大祝所属の巫女のおったと考えられる」と指摘しており、重要性が偲ばれよう。神楽・田遊びと高神子屋の関係を示しているのは、同じく『信濃国昔姿』の「高神子屋」の項である。

神前西の方に有り。御社参之節は、神楽座の社人、此の所にて打囃子有る所なり。絵馬奉納の所、又正月十五日の夜、田植(田遊か?)の神事有り。是は、年内耕作の所作をし、五穀豊穰を祈る神事なり。神楽座の社人勤行す。



「高御子屋」の位置図(『伝・天正絵図』より)

(38) 『諏訪神社祭典古式』(復刻諏訪史料叢書第一卷)。

(39) 『大概』(神道大系神社編『諏訪』所収)。

此の夜は、諸人貴賤群集し、夜四つ頃神事終るなり。

「神楽座」というのは、境内北の「神楽殿」のことだろう。太々神楽を執行するところで、平日は「湯神楽をたえず奏する」とある。また「高神子屋」は、前宮・神原から大祝一行が大宮へ社参する巡行路の角にあり、ここで神楽社人が「打囃子」をして御幸に奏楽の花を添えたのだ。「高御子屋」も「神楽殿」も「伝・天正絵図」にあり、由緒ある施設であることが分かる。

もつともくわしいのは「上社年内祭祀ノ大略」⁽⁴⁾である。

入夜、神殿以下灯火を捧げて、此の祭事を行なふ。まず楽人、鍬の柄を採り、田土を起し耕す状をなす。うたあり、略す。^(傍線引用者) 楽人一名、婦人の化粧をなし、振袖を着し、綿を被り、櫃へ鏡餅を入れ、献備す。楽人壹名、麻布式丈を以て頭を包み、背を被ひ、藁にて角を生やせし牛の形に作り成し、壹名牧者となり、牽き出して田をふみ、耕させしむるの状をなし、又五葉の松葉を蒔き散らし、種をおろすさまをなす。是最古の例に依りて執行す。

「うたあり、略す」とあるが、幸いなことに、栗田寛『古謡集』が明治二五（一八九二）年〜三一（一九〇八）年『好古叢誌』の岩本尚賢「田遊神事」から収載した「信濃諏訪神社田遊の唱歌」で補うことができる。「信濃国々幣中社、諏訪神社に伝はれる田遊神事といへるは、諸社に行ふ田舞などの類にて、一種異なるものなり。そは毎年一月十五日の夕つかた、之を行ふ」。場所は、先にふれた本宮境内の外、西に位置する「高神子屋」でここは、絵馬の奉納所でもあった。

- (1) イヤオイ、すはの海^(海)、ア、ノ、おほふなこぶな、ヤンラ
- (2) すなアどラ^(道)イの、ねぎがきて、アアノ、どんど、ヤンラうてば、イヤオイ、神ヤよろこぶ
- (3) イヤオイ、いひのけをゑて、ア、ノ、なゝもりやもり、こゝのもり、ヤシラともり
- (4) イヤオイ、おきてゆけ、ア、ノ、ひんがしらむよ、こぐも、ヤンラひくし
- (5) イヤオイ、うしがきて、ア、ノ、まねぐる、ヤアンテ、わぎの、アラたふとし
- (6) イヤオイ、みほすゝむ、ア、ノたアねおろすウ、ヤンラ、アラたふとし

(40) 「高神子屋」の場所が、前宮―本宮の参詣ルートのポイントのひとつであったことは、伊勢神宮・外宮の「子良館」の位置・役割と通じるものがあろうか。拙稿「聖なる者の光芒―伊勢の子良と子良館をめぐって」(和光大学総合文化研究所年報『東西南北2005』所収)。

(41) 『諏訪上下両社年内祭祀之大略』(復刻諏訪史料叢書第一巻)。

(42) 志田述義篇『続日本歌謡集成』巻二「中世篇」所収。

(1)の歌詞は、「天正の田歌」の「苗代」の「すわのうみ大ぶなこぶなそれを肴に」と類似する。田主の太郎次殿に献じる肴の一種である。(3)は「第三の唱歌、いひのけを煮ては、飯の筈を得てか」と栗田寛が注釈している。女の格好をした昼間持が、飯の供物を献上する様子で、『田植草紙』朝歌の「飯櫃八つや ござ 匙は九つな それ盛るまよ 千代もへしくな 千代がへ上げて かい九つでもりおる……」が思い浮かぶ。(5)「牛」の格好をした者を田に引き出し、いわゆる「代掻き」の様子を面白おかしく真似させたものだ。

(6)の「みほすゝむ」を、出雲の古伝の「御穂須美命」とし、諏訪明神の母神や明神の一名神ミホツヒメとみなす例説もあるが、本文頭書(岩本尚賢)の「五葉松葉を散布して、種を下す状をなす」、「御穂進献の意やにやあらん」の語釈が妥当か。「五葉の松」は、あちこちの歌や民謡に散見される。先にあげた北山の民謡では、「五葉は目出度や 御子息繁盛、千秋万歳、舞いおさめ」とあり「五つの葉をもつとする五葉松のこと、五葉は茂る意味で繁盛を意味した」(『諏訪北山民謡集・解説』)と説明されている。

先にもふれたように、『画詞』・『旧記』の正月の条には、田遊びの記事はないが、年中行事の春秋「二十番舞」では一連の稲作行事を、さるごう的所作で面白おかしく演じている事実からも、予祝行事として、中世の上社では田遊びが行なわれたと見たい。場所柄からいって地元の人や参拝者が、見物がてら、やんややんやと囃したのではあるまいか。

二二 六月晦日の御作久田神事

御作久田と御作田

さて諏訪上社・神田の田植は六月晦日、場所は「藤島社の前」で、これを「御作久田」神事と呼んだ。

晦日、田植。藤島社ノ前ニシテ此儀式アリ。大祝ノ外、神官・男女衣服ヲ刷テ此所ニ望ム。雅楽農具ヲ帶シテ田カエス。五官ヲ行事トシ、巫女ヲソウトメトス。(早乙女)職掌等鼓ヲ取り、拍子ヲウチ、笛ヲ吹き、サ、ラヲトテ歌舞ス。ヲ、ヌサナガス川辺ノミゾニハ、サマカワ(リ)タル今日ノ神事、イトメズラカナリ(『画詞』)

(43) 「天正の田歌」については、注3拙稿「諏訪信仰を拓く」でもふれた。

「嘉禎神事書」によれば、「神使殿六人・色掌五人・雅楽十人・八乙女八人」であった。賑やかな田植の様子が目に浮ぶ気がする。

晦日、田植。藤島社の前にして此の儀あり。……三十日をへて熟稲と成りて、八月一日神供に備ふ。当社奇特の其の一也。

高冷地なのに六月末に植えた植が、ほぼ一ヶ月で実るといふ「御作久田」は、「諏訪の七不思議」として中世以来つとに有名である。その背景や根拠については、稲の品種説も含め、金井典美をはじめさまざまに論じられてきた。しかし一方、田植の場所と祠、「藤島社（の前）」そのものは近年注目されてこなかった。中世資料には確認できないが、「藤島」は、「諏訪の七嶋」の一つに数えられている（『信濃国昔姿』）。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 一、宮嶋大宮之内 | 一、福嶋 |
| 一、藤島神宮寺村 | 一、高嶋 |
| | 一、浮嶋 <small>下諏方神鎮場所</small> |
| | 一、飯嶋 |
| | 一、白狐嶋 <small>赤沼村</small> |

「太古、湖の大ひなりし頃は、湖に差し出たる地なるべければ、此の地名を藤島といへるなすべし。」（『顯幽本記』）とあるから砂洲、または扇状地だったのだろうか。『伝・天正絵図』を見ると、藤島社は本宮近くの宮川のそばにあり、二本の樹が描かれている。ただし後述するように、元からそこにあったかは疑わしい。移遷はもとより、川の流れが何度も変わっていることも視野に入れねばならない。

先にもあげた天正六（一五七八）年の『上諏方造宮帳』によれば、「藤島之宮御宝殿・瑞垣」は「小河の郷」が所役を担当し、「御作田明神之御宝殿」とあるから、式年の造宮（44）ことに建てていたことが分かる。また守矢家文書「嘉禎神事書」も、「藤嶋」の項に「御宝殿、玉垣、鳥居。小河の役」と見える。小河は、『旧記』の四月二十六日に相本社（45）の神田に「小河・鯉俎板参る」と見える小河か。『吾妻鏡』に見える小河庄か。武井は「諏訪湖畔の集落現在の諏訪市豊田のうち」とするが、根拠は不明である。湖や川の氾濫で祠や田が流失し、また戦火で中世でも祠の造立が絶えていた時期があった。武田信玄の命によって、いくつもの社祠と祭祀が再興したが、失われたままも少なくない。

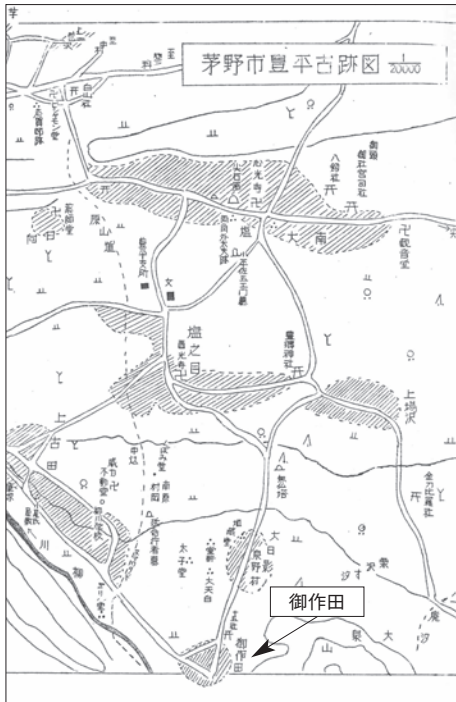
（44）永祿九年九月の「諏訪上下社祭祀再興次第」（神道大系神社編『諏訪』所収）にも、以下のように見える。
「一、藤島之宝殿・玉垣・鳥居、小河之郷之役たるの由、本帳此ノ如シ。然リト雖モ、彼ノ郷者毎年水損故、造宮断絶。但シ当地頭篠原讃岐守、自分之立願ト爲テ、造立スベキ之由ヲ申ス条神妙ニ候。様休者先条ニ準フ者也。」

『旧記』六月の条に、「御作久田神事ハ藤沢つるまき田、正月三日の神事なり。四立例式、また類似の記事が『諏訪上下社祭祀再興次第』に「正月三日、神事領藤沢つるまき田壹段……」と見える。武居釈義は「正月三日」の神事が移され六月二十七日の「藤沢・弦巻田、四立、御作田神事」となったもので、「正月三日の神事なり」とあるのは、「その由来を認めたもの」とするが、意味がとりにくい。一方『諏訪上下社祭祀再興次第』に目をやると、「御作久田」ではないが「御作田神事」の名称が、上桑原のほか、原山・武居庄でも確認できる。しかし当時、神田として祭礼・所役が断絶していたようで、その一例として、同書の永祿八（一五六五）年「諏方上宮祭祀退転帳」には、「十一月廿五日、藤島神田壹町武居庄にあり。然りと雖も、あり所を知らず」の記述がある。

ここで伊藤の釈義を聞こう。「神社宮田の田の神を祀るために六月二十七日より同二十九日まで御狩が行なわれ、続いて晦日には御田植の神事が行なわれる……これを御作田神事と称する……。御作久田神事とあるのものは、その中の一つの神事を指称するもので、……行なわれたる場所は、現在豊平村神田なる部落を遺しているから、その辺であると推定せらるる」。

この見解に関係すると思われるのが、『諏訪史跡要項二十一・茅野市豊平篇』「御作田神田」の項である。引用諸書の中で、「山宮大法師小法師ソウクノオンホ秋ヨミ、サクタ・ヤタテ・ヤナ川の大明神マデ……」（『諸神勧請段』）、「御社山御本地ナ虚空蔵菩薩、山宮大師小師ソウクノオンホ秋ヨ御社、クタ・矢立・矢ナ川の大明神……」（『祝詞段』）が目を引く。地名も神社も残っていないとしているが、「豊平古跡図」を見ると、そばを「柳川」が流れている。「古代の御作田」は、「古い御射山祭事の一つが行なわれた古地」で「その祭場だった縁故によって」「御作田神田村の名がおこった」とすれば、『伝・天正絵図』の藤島神社、及び後述する橋原村・三沢村の伝承地とは別の「御作田」のありようを考える必要がある。

守矢家伝来の「神長重実藤島社祝詞^{（45）}」には、「これ当たりに来れるこのとし、小河の郷をふたたび頼房草創して、此のところのすが地に今月吉日吉刻をゑらぎ、神垣をもふけ、くさくのはたもの・田もの、海山のうを・鳥あつ



豊平古跡図（諏訪史跡要項二十一『茅野市豊平篇』より）

（45）『復刻諏訪史料叢書』二十一巻所収。

め、藤島の社・御作久神のやしろをうつしまつり、……」と見える。これを信じるならば、再興された小河の郷の所役で、『伝・天正絵図』の場所に藤島社を移して祀ったことになるか。

藤島社に関しては、実は諏訪縁起に関わる興味深い問題がひそんでいるが、その考察は最後の章に譲り、ここは田植Ⅱ「御作久田」神事に続く稲作行事を追うことにしよう。

「三」八月一日 憑の神事

さて六月晦日に植えた苗が、ほぼ一ヶ月で実ることは「諏訪七不思議」の一つとされてきた。

へ時過ぎて植えしも神の御田なれば、実りも早き八束穂の稲（諏方かのこ）

『画詞』・『旧記』ともに「八月一日」の神事を「憑の神事」と銘打っていないが、宮地は、守矢家古記録「嘉禎神事書」の「神事 憑神事大宮」の記述から、「憑の神事」と呼んだ。後述するように、「憑」の表現は、中世の文献に散見される上に、重層的な意味を發揮してくるので、本稿でも「憑の神事」と呼ぶことにしよう。

一方、諏訪の民謡に「八月朔日田の実の祭り 初穂ささげてよく祈れ」と歌われるように、曆上の「八朔」の名称もよく使われている。たとえば天文年間と思われる神長宛の「諏訪頼満書状」に、「八朔之祝儀ノ為、恒例の如く両種を送り給へ候。千秋万歳目出度く候」とあり、所役（頭）の者に俵一俵・茶二斤送るのがしきたりなのに、俵だけだったとの苦言が見える（『新編信濃史料叢書』第七卷）。八朔の日に祝儀をおくるしきたりについては、後述しよう。

八月一日、本社の祭供を以つて、御射山のかえり申す。今日、御作田の熟稲を奉獻す。又雅楽に仰せて童部ワラシを召集して、神長、大祝の前に進みて、御穀をとて、彼の童の口にくゝめて、かいをもて、ほうをたゝきて仰詞オホコトあり。又鋤スヰキ・鋤クを作りて、彼の童部にあたへ、東作の業を表す。（画

詞）

御穀を口に含んだ童たちの頬を、神長が匙で叩くとは、実に興味をそそる作法だが、かの宮地直一もここはお手上げだった。

童部を主体として演ぜらるゝ、行事は、……耕作の儀を表して、当日の新嘗に因み、又来ん年の豊稔を期するの趣旨と知らるゝが、その一部に飯匙を執つて、御穀を含む童部の頬を叩く所作を交へるのをいかに解すべきかは、将来の研究に俟つ⁽⁴⁶⁾。

一方『旧記』は、供物や所役の地名を記すのみ。

八月一日、神田一丁、四立。御前ハ四立、御こくたり。もり物はゆひ物・うしのひるいの御こく神主出、大熊。

寛政八（一七九六）年の『信州諏方上社祭礼大概』でも、「八月一日、八朔之行事、醇酒・神饌を献じ、勤行。八乙女、大夫打囃子は有り」とそつけないが、ただし『旧記』が、右の文のあと「今夜、大小神官大略通夜セシム」と続けているのは示唆的だ。『画詞』の「絵在レ之」から類推しても、氏人たちが参集して、灯りを点しての賑やかな祭りであったことが想像される。時代はぐつと下り、地域も離れるが、広島県山県郡千代田町有田神社のかつての行事を紹介しよう⁽⁴⁷⁾。

「稲の初穂」を神に供えるものとしては、「八朔」の夜、……この日を「たのみ」といつて休日とし、各農家ではその夜、氏神様を祭つて稲の穂を供える事になっている。その例として当夜を「万燈」とも言っていて、氏神社の神前に各戸から持参したローソクに火を点じて到る所へ立てる。それが何百何千とたてられると、神前はさながら火の海となつて美しい事例え様もない。その正面の台へ「稲穂」の抜き取つたものを各戸二・三本供えて、神に報酬する。

夏は「麦初穂」、秋は「米初穂」を、寺・分限者や神職の家から世話係が「お初穂を」と言つてつなぎに家々を廻つたという。「出雲大社や伊勢神宮からは年々秋になると、「初穂つなぎ」に「代々神楽」をやりながら、各農家を廻っている」という風習も、芸能と一体だった消息を伝えている。

(46) 『諏訪史第一巻／前篇』。この不思議な所作については、宮坂清道、武井正弘らの説を踏まえて、櫻井弘人が新見解を出している。この「童」とは大祝代行の「神使」であり、「口から吐き出した御穀は新田遊びのとき種となつたのではないか」（三遠南信地域のシカウチ神事と諏訪信仰）、『伊那民俗研究』二三号、二〇一五年一月月。これらの検討も今後の課題としたい。

(47) 新藤久人「田植とその年中行事（年中行事刊行後援会、昭和三十一年）。

田の実と頼み

「憑の神事」の「たのも」「たのみ」という言葉にこだわったのは、折口信夫である。関心の出所は伊勢物語十段の歌にあった。折口の口訳をあげてみよう。

「昔、男が武蔵の国まで……出かけていって歩いていったことだった。その国にいる女に求婚したことだった。女の父は別の人と結婚させようといったところが、母親が高貴な人に心をつけておつた。父は階級の低い身分の人であつて、母親は藤原氏出身の出の人であつた。さてそれで高貴な人めあわせようと思つていた。この婿がねの男に女の方から（歌を）よこしたことだった。住んでいたところは、入間の郡のみよしの里であつた。」（ノート編『伊勢物語』）

へみよしの野のたのも（む）の雁もひたぶるに、君がかたにぞよると鳴くなる。

みよしの野の里の田圃におりている雁も、一途に、あなたのほうによりたい、なびこうといつて鳴いていることだ。（私のうちの娘もそうでございます。）

折口は、さらに「田圃と畑」の稿でこの問題を掘り下げている。「たのも」は「田の側」のこと。この歌以降「田の面」「田の表面」とするのは間違いで、師・三矢重松の「たんぼ（田圃）」音転説に賛同しながら、かつては「村が高みにあつて、低い方面に出作りに行つた時代から考へねばならぬ」とした。この「村落にある低地」には当然、精霊がいる。耕作の前に精霊と争わねばならない。それが田遊びの風に残っていると、折口は「角力」をあげているが、「綱引き」も然りではないか。

その一方、「たのみ」という語のなごり、「頼母様」「たのみの節句（八朔）」にも折口はこだわった。「頼もう」は年一回の八朔の時だけ、それも長者の家で下の者が掛け声をして入る風の「儀礼語」なのだ。婚姻儀礼の古形や贈答儀礼への考究は興味深いが、折口曰く「簡単に説明して済ましておくことはできない」。

八朔とたのめの双方についてまとまった見解を示したのは、和歌森太郎「八朔考」⁽⁴⁸⁾だろう。①稲作の害を払うための虫送り行事や鳥追い、②馬節句と称して馬や鳥などの細工物をつくり、近隣知親に配る。③節句、休息日として、主従、婚家・実家間で行なわれる贈答、の三つにまとめ、「それが行なわれる間柄の共同扶助の精神を強調するに与っている」と述べた。また和歌森は中世の文献資料か

(48) 『日本民俗論』千代田書房、昭和三年）所収。

ら、「空華日工集」の応安の記事に「俗所謂侍怙之節也」と出て来て以降、「憑の節」なる語が室町の記録に頻出すると指摘した。武家社会の主従間における贈答儀礼にはさまざまな品目があったわけだが、「或云く。古人田実を贈答しあう」のように「田の実」に由来する。

折口曰く、「思ふに八朔の頃は、田の物が大凡出来てゐて、まだ成熟を遂げぬ頃である。其頃には、秋の報酬の再確認の望ましい時期である。其れで、古代此の時期の訪問が、盛んであったことなどざりだと言へぬでもない」。この時節は、しばしば台風など、荒天に見舞われた。とすれば、次なる若森の言葉は、「八朔」の本質を言い当てていよう。「虫送り・鳥追いなどを厄を除け、豊作を記念するは切実な願いとなる。凡そ作物の初物を、作の神や……その協働してくれた多くの人に分かつことにより豊作を乞うという呪術的行為は行なわれやすい……」（八朔考）

「公事根源」で確認できるように早稲を折敷やかわらけに盛ったのが古式で、やがて封建秩序の主従関係を象徴する贈答儀礼として、武士社会にも浸透する。室町期から江戸時代には、太刀と馬が引出物の代表格だったようだ。

ふたたび諏訪上社に戻ると、八朔から半月後の八月十五日に、放生会、流鏝馬、神事相撲のあと、「大祝殿、始めて新米めす」（旧記）ならわしだった。大祝の前に初穂を捧げただけなのか、なんらかの煮炊きをほどこした「新米」を食したのか。資料は黙して語らないが、折口の指摘を思い合わせつつ、もう一度広島県山県郡の例を引いてみる（田植とその民俗行事）。

早稲が半熟した時刈りとして、それで焼米を作る。方法は粃を「ほうろく」といつて、これを唐臼でつく。杵を軽く踏んで長い時間をかけてつくと、粃殻だけはげ取れる。これから出来た焼米を「ひらこめ」と言つて米の初穂として家の神仏に供えている。この焼米をそのまま食べると、甘味と又大変ゴムのようなねばり気があつて、噛めば噛むだけおいしくなってくる。又熱い番茶をかけて食べると少しやわらかになつて、茶の香気とまじつて、又特別風味がある。

以上、上社の稲作神事を、芸能的側面と習俗に眼差しを注ぎ辿つてきた。元旦の綱引きは、前宮・神原の御室のそば、一五日の田遊びは高神子屋、六月晦日の御作久田は上社神域外の藤島社の前、八朔は上社の庭前と、いずれも氏子や参拝人が見物したり、一部参与したりするのが自然な場所だった。とりわけ年越しⅡ元旦行事は、御室の神事が、中世にあつて民人の民俗行事と密接なつながり、

いや合同で行なわれていた可能性を示している。綱引き行事は、御室神事の特異性、密室的な聖所・秘儀性という、通念を揺さぶってあまりある。

冒頭でことわったように、三つの稲作儀礼は、狩猟神事と深い関係にある。そもそも諏訪に限らず、稲作儀礼と狩猟神事は有機的な関係をもつが、諏訪においてはとりわけ際立っており、三つの稲作神事は、すべてその前に狩猟神事を厳修するしきたりで、祭事暦が構成されている。また大祝自体も、稲の神霊的な性格を備えているが、これらについては、いくつかの先行研究もあるので、本稿ではあえて論じなかった。ただし芸能と稲作儀礼の濃密なつながり、とりわけ神使たちが演じる春・秋の「二十番舞」¹⁾は、諏訪ならではのオリジナリティと魅力を放ち、言及・考察は必須なのだが、紙幅の関係上、省かざるをえなかった。全面的な論及は他日に期すとし、要点のみは、論考(注3)「諏訪信仰を拓く―諏訪神楽の視界から」の二十番舞の補注で扱った。ごらんいただければ幸いである。

III 「藤」は招く―諏訪縁起の原郷へ

藤と諏訪の古縁起

ここでもう一度、六月晦日の「御作久田神事」、いやその舞台となった「藤島社(の前)」に立ち返ろう。『伝・天正絵図』に描かれた「藤島宮」を見ると、祠を覆うように二本の樹が描かれている。これは何の意味もない、ただの絵柄なのか。田植神事を置き去りにし、「藤」の連想はいやおうなしに、私を諏訪の古縁起の森へと誘い込む。

土着の守矢一族と今来の大祝一族(神氏のち諏訪氏)の抗争譚は、幾つかのヴァリアントを生んで伝えられた。まず代表格として『画詞』の縁起をあげてみよう。

諏訪大明神が垂迹した昔、「漏矢」の悪賊神が妨げようとし、「鉄輪」で抗ったが、明神は「藤の枝」で阻止した。そして明神は誓願を発し、藤の枝を投擲すると、たちまち根付き、枝葉は茂り、華やかに開花したので、「戦場のしるし」とした。それにちなんで諏訪大明神を「藤島の明神」と号するといふ。『諏訪大明神講式』もほぼ同じで、諏訪大明神は「今(の)藤島の明神是也」と述べている。たとえ『画詞』が京都系諏訪の縁起書としても、諏訪明神Ⅱ「藤島の明神」という異称はなまかなことではない。のちにもふれるように、「藤」はいわゆる諏訪縁起類の主要素をなしているのだが、もちろんことはそう簡単には運ばない。

(49) 年2回、春三月と十二月二五日の大夜明け神事
のあとに行なわれる。『旧記』から、演劇的な稲作儀礼の演目だけ紹介しておく。

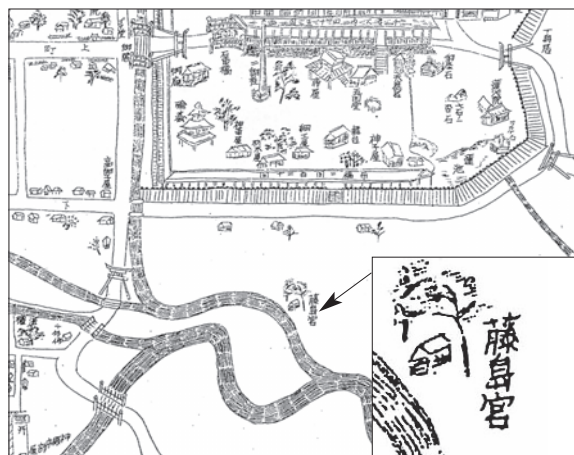
- 五番 依田作舞
- 十三番 宮守舞
- 十四番 恥舞
- 十五番 すきもの(逸物)
- 十六番 御田作
- 十七番 味山
- 十八番 鳥追

これまで諏訪縁起のモデルといえは、もっぱら『画詞』の所伝に重きが置かれていた。南北朝期成立という時代性もそれを助長したし、祭祀においては詳細な『年内神事次第旧記』は、神人の日録の性格も手伝って、諏訪縁起についてはほとんど資するところがないからだ。ようやく近年に至り、『画詞』成立事情や筆録者の分析などから、『画詞』の位置付けをし直し、所伝の特殊性をかんがみる向きが強い。

では『画詞』以前の諏訪縁起とはどういうものだったのか。最近の研究は、最古の諏訪縁起といふべき、金沢文庫蔵の『諏訪御記文』^{すわのおんじぶみ}——剣阿の手沢本（鎌倉末期）と全海の書写本（南北朝時代）、また両人が筆写したその注釈書『諏波私注』に関心が集中している。その最新の成果が、『諏訪信仰の前世』（注3）の二本松康宏と真下厚の論考だろう。ちなみに金沢文庫の両筆録は、すでに二十年近く前の一九九八年、長野県立博物館秋季企画展『諏訪信仰の祭りと文化』に展示、石井進らによって簡単に適切な解題付きで紹介されている。本稿では立ち入らないが、鎌倉周辺で生成・流布した縁起であることは疑いがない。

『諏波御記文』『諏波私注』、また『上社物忌令』に共通する特色は、諏訪明神の出自を異国に求め、『諏波皇帝』（または諏波大王）としていることだ。はたしてこれは在地・諏訪で生まれた所伝なのか。たとえば『諏波私注』では「諏訪」の原義は、「諏波」で「波シズカナリ」との訓がほどこされていいる。ちなみにこうした「秘訓」は、時折中世の神道書に見られるもので、注釈・口伝の世界の所産である。一例をあげれば、叡山の一峰おびえ小比叡おひえの峯の異称はもやま「波母山」がそれで、叡山学僧によって秘訓と仮託書を生んだ。波母山にはそれでも、昔叡山は海だった、という伝承の痕跡が感じられるが、「諏波皇帝」の言説からは在地・諏訪の匂いがまったくしない。

『画詞』以前の諏訪縁起を探るためには、もちろん『大祝諏訪信重解状』（伝・鎌倉時代）の「一、守屋山麓御垂跡事」も無視できない。そこでは、諏訪（と）守



「藤島宮」の位置と描かれている二本の樹（伝・天正絵図より）

(50) 1998年度秋季企画展図録『諏訪信仰の祭りと文化』（長野県立博物館編集・発行）。

(51) 『上社物忌令之事』（神長本）と『諏訪私注』の記述はほぼ同様である。蛙神が大荒神となって天下を悩乱させた。その蝦蟇の居た穴は龍宮城に通じていたが、大明神は蝦蟇を退治して石で塞ぎ、その上に坐ったので、「石の御座」とか「御座石」という。この伝承に注目した原直正は「龍蛇神—諏訪大明神の中世的展開」（二〇一二年、人間社）で、蝦蟇は宇賀弁才天として論を展開した。

(52) 「波母山」をめぐる叡山の言説については、山本ひろ子「説話のトポス—中世叡山をめぐる神話と言説」の第二章「扶桑古語壺異集」の世界（説話の講座1「説話とはなにか」所収、勉誠社、一九九一年）で論じた。また「波母山」（小比叡の峯）と吉社二宮（地主明神）の關係については「日吉社二宮と小比叡の杉①」（月刊百科）平凡社、一九八九年）で、また二宮と根本中堂の信仰については、「信仰／儀礼／物語—中世叡山の薬師信仰をめぐって—」（日本文学史を読む・中世）有精堂、一九九二年）で考察した。

屋山⁽⁵³⁾は元守屋大臣の所領だったが、諏訪明神が降臨し、合戦となった。明神は「藤鑑」を持ち大臣は「鉄鑑」を持ち引き合ったが、明神が勝ち、大臣を追討した、と語られている。

明神彼の藤鑑ヲ自ら当社ノ前ニ植ヘシメ給フ。藤枝葉ヲ栄ヘテ藤諏方ノ森ト号ス。毎年ニケ度御神事之ヲ勤ム。以来ヨリ当郡ヲ以テ、諏方ト名ヅク。

『画詞』では藤の枝を「投擲」、こちらでは「植樹」という違いはあつても、「藤」が諏訪明神の勝利のシンボル、いや明神の表象であることは動くまい。

二本松康宏論考「諏訪縁起の変容」(注3)は、異国出自の「諏波皇帝」系の縁起が存在しながら、いっぽうでは同じ時期にこうしてまったく別の世界観による垂迹の物語が上社の大祝家に伝わっていた」と指摘している。しかし「鑑が何を意味するとか、大明神の藤と守屋の鉄が何を象徴するかといった話は本稿では扱措く」と考察は省かれた。「別の世界観」という表現にはそぐわないが、大祝一族と守矢一族の抗争譚―諏訪縁起の発祥をひもとく鍵が、「藤」にあることはたしかだ。そしてその場所は、守屋山でも、上社一帯の地でもない、かなり離れた岡谷市旧川岸村である。「守屋山」や「鉄」については、いくつかの言及がある。だが在地の人を除けば、諏訪縁起の研究者の多くが、無視、あるいは素通りした「藤」こそが伝承の原型にあると確信する。その意味では『画詞』は依然として大切な所伝だが、ここでは、まず江戸期の二つの伝承記録に目を向けてみたい。

天龍川を覆ひし藤の木のこと

橋原村に鎮座する守屋大明神と川向うなる何某の神、中あしくおはせし。こなたの藤の木、むかひなる藤の木とからみしさま、両神の争ひ給ひしやうに覚ふべし、と古老のいふとなん。此の守屋の神、はじめは大明神を拒み給ひて、後に服従し給ひし神也。此の藤まとひて川を覆ひし間、四・五丁も川の水を見ることなかりしといふ。元和以来、侯命ありて伐らせ給ひしといふ。(洲羽事跡考)

又三沢村に藤島大明神の宮あり。又今の天龍川を隔たる橋原村に守屋大明神と唱る宮あり。古は藤の大木此の両社に在て、藤島社の藤は守屋社の方にはびこり、守屋社の藤は藤島社のかたには

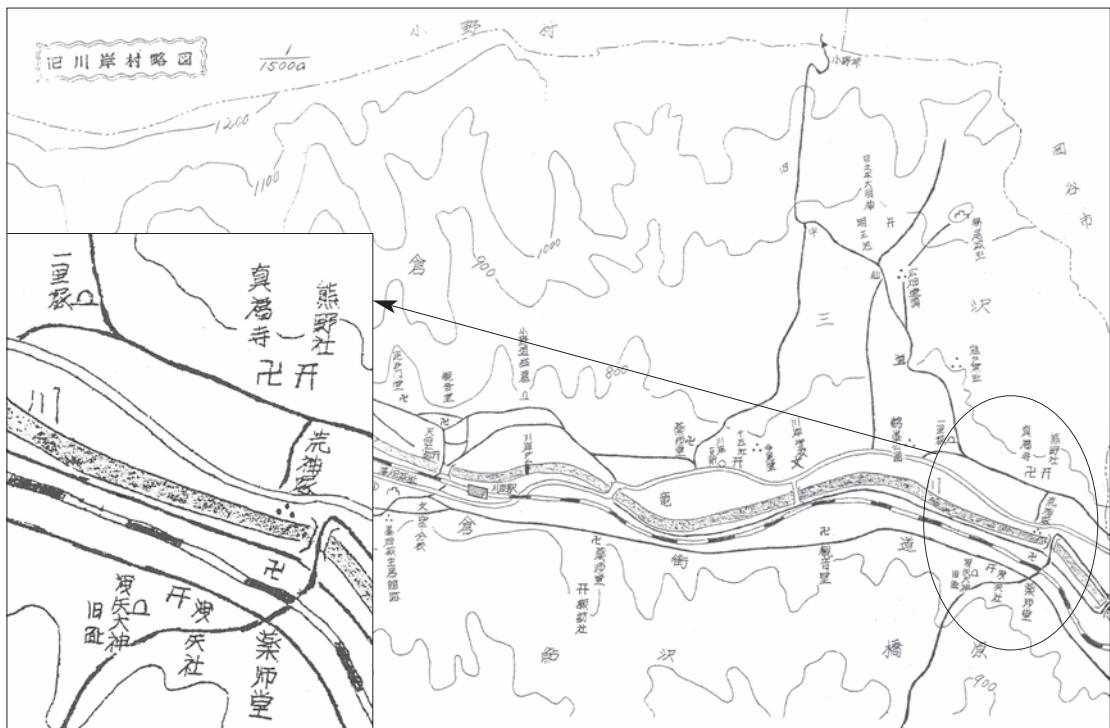
(53) 守屋山をめぐる信仰と守矢一族については、原直正「守屋山の信仰」(スワニミズム編集・発行『スワニミズム』2号、二〇一五年三月)が地元ならではの考察をしており、また二本松康宏「諏訪縁起の変容」(注3)にも言及がある。本稿では、守矢一族とその信仰は、ミシヤゲジ信仰も含め考察外とした。

(54) 『諏訪史蹟要項』全二四冊は、諏訪史談会が、昭和二五年から四三年まで順次刊行した、謄写版刷り資料集。会員向けの小部数のため「幻の書」となったが、一九九六年、校注を付けて、郷土出版より復刻された。地元ならではの綿密な調査・探訪・記録集で、諏訪研究の第一級参考資料として、今こそ読まれ、活用すべき資料集といえる。図版・地図の多さも価値を高めている。

びこり、其両社は相去り隔る事凡そ五、六丁ばかりあるを、両社の藤、中にて行きあひ、互に繁りあひて、空中に藤の花もて造れる一つの大橋ある如くにて、藤の花盛りなる頃は、奇しき覧ものなりける……。然れ共其両社の藤は、其後いかに成りけむ。今は見えずなれり。〔顯幽本記〕「夏之部」二

「橋原村」(元橋原郷、現・岡谷市)と「川向こう」の村Ⅱ三沢村は天龍川に臨む扇状地で、橋原村の「垣外」に「洩矢神社」が、対岸(川向こう)の三沢村(現・岡谷市)の古墳の上に、「藤島社」(荒神社)が祀られている。在地で語られた諏訪縁起のひとつの露頭が顔を覗かせてきた。

ここで参照すべき資料は、金沢文庫所蔵文書でも、諏訪上社(大祝家・守矢家)資料でもない。『諏訪史蹟要項十四 岡谷市川岸篇』である。旧川岸村は天龍川沿いの三沢村・新倉村・駒沢村・鮎沢村・橋原村からなる。この一帯は縄文中期の遺跡群でも知られるが、それはさておき、今注目したいのは、天龍川を挟んで対岸に位置する三沢村と橋原村である。この一帯こそ諏訪明神と守矢大臣の抗争伝説の原郷ではあるまいか。川の兩岸を跨いで生い繁り、絡み合う藤の繁茂力、藤への強い畏怖とタブーが、諏訪大明神と守屋大明神の争いという縁起譚の根っこを支えている。両岸からせめぎあう藤の「抗争」(絡み合い)と、土着神(守矢一族)と今來の神(神氏一族)の「抗争」。どちらか一方なくしては、こうした所伝は生まれ得なかつたし、命脈を保



旧川岸村略図(『諏訪史蹟要項十四』より)

てなかつたらう。

無視できないのは、「此の藤まとひて川を覆ひし間、四・五丁も川の水を見ることなかりし」、「空中に藤の花もて造れる一つの大橋」の一節だ。この表現が誇張でないのは、昭和元年から二年にかけて早川孝太郎が出会った藤の群生の光景と伝説が教えてくれる（参遠山村手記⁽⁵⁵⁾）（なお早川は昭和五年に刊行の『花祭・後篇』に収められた「山村手記」にも「神の木」の項で、上記の見聞を簡潔に載せている）。

(55) 早川孝太郎全集四卷所収。

シメフジ 野生の藤の生態より言へる名らし。シメフジは神の木として尚幾多の条件ありと言へり。即ち木より木に移り絡みて、其根元は泉又は川などの、水辺より出でたるもの、或は図の如き形はなきゞれども、尚根元の水辺より出で、高く木に絡み上れるもの、又は木より木に、川を跨げるもの等なり。第2図の如く立木を柱として巻上られる藤の、他方の木に絡み懸かりたるをいふ。

これを神の木又は山の神の木と称して、伐る事は勿論触るゝ事も畏るゝなり。

……以上の内、根元の水辺より出で、川を跨げるものを最も神聖としたり。



シメフジ（注連藤）の柱の木を伐った柚人が、一夜にして顔面が腫れ、狂い死にした。その師匠はシメフジの神聖を知つていながら、教えなかつたのは返す返す悔やまれると書いている。実際早川は、遠州水窪^{みづくぼ}から両久頭^{もろくず}の集落に向うとき、藤の群生を見た。「戸中川^{とちゅうが}の溪谷を挟んで、数十間の長きに懸かれる様は橋の如く見事なり」。「天龍川を覆ひし藤の木」と同じ景観である。さらに驚くべきは、藤の木を切った祟りは、諏訪縁起の周辺にもあつたのだ。

『諏訪史蹟要項一四・川岸篇』は、神官武井氏から聞いたとして次の話を書き留めている。

漏矢社の藤と三沢の荒神社（藤島大明神）の藤は、天龍川の上に「山の如く繁茂して物スゴカリキ」。あるとき諏訪藩主が天龍川の蜚遊覧の折、「藤を伐れ」と命じたが、「神慮を恐れ慎み」従う者がいない。すると新屋敷の小石嘉右衛門という「大力無双傲慢なるもの」が名乗り出て、「山

(56) 柳田は『地名の研究』で神木と地名の關係にふれ

役」の料(倉米三升)二人分を条件に藤を伐り払った。しかし同人は「発狂」、荒れ狂うさまに人々は恐怖し、京都の吉田家に祈禱してもらい少し収まったが、ある日、祈禱の神札を頭に載せて家を飛び出し、字半あざの木という山腰で突然倒れ、気を失い前後不覚となった。「これは神罰だ」と人々は言い合い、その神札をそこに「祝殿」として祀り、「鎮目大明神」(衆人は、この社を「氣違宮」と言ったそうな)と呼んだ。これは寛文年中のことである。

早川の見聞・聞き取りもそうだが、具体的な人名・地名も出てきて、妙なりアル感がある。それほどに畏れられた藤の木は、藩主にも祟りを及ぼしたという。

さらに想像の翼を広げれば、柳田國男が『神樹篇』で取上げた「争いの樹」に行き当たろうか。ここでは「榎」の怪異が主だが、理由の一つを柳田は、「宿り木」に見出していた。藤も宿木で、絡まれた本体の木は、空洞で使い物にならない。まがまがしいまでの寄生力を發揮するのだ。⁽⁵⁶⁾

またダイダラボッチ伝説に目を向けると――。山を背負ってきたダイダラボッチが、縄が切れたので藤蔓を捜したが見つからなかった。悔しがったその因縁で、今も藤蔓が生えないといった話を「一つ目小僧その他」(「ダイダラボッチの足跡」)でいくつか採集している。そこでの柳田の関心はもっぱらダイダ「ラ」坊の「足跡」にあったが、ここでの関心は藤蔓とタプーの発生にある。絡み合い繁茂する藤の強い生命作用と反転しての負のエネルギー。それをシンボルにかざした諏訪大明神は藤島大明神の異名を得るにふさわしい。『伝・天正絵図』の藤島社には、二本の樹木が互いを覆うように描かれている(本誌28頁図参照)。幾度も場所が変わったろう「藤島社」だが、この絵図にとうに消え去った古伝承のひこばえが見える気がする。藤島社と藤にまつわる伝承は、藤の投擲譚にせよ、植樹譚にせよ、大祝一族入諏の遠い由来を偲ばせ、刺戟と魅力に溢れて想像力をかきたてる。縁起発祥の土壌は、天龍川を挟む川岸村一帯にあった。そして藤の植生抜きにはまたこの伝承は生命力をもたなかった。諏訪と遠からぬ奥三河・花祭の地に伝わる「宝数え」祭文(まつり)の一種では、「山の宝」に藤も数えられてゐる。おそるべき藤の繁茂力と生長性を富貴と繁栄になぞらえてのことだろう。

直下山なおしもの宝にとりてはぐぞ藤の一年ずるゑが

根を七ツ・洞七ツ・十四の山をはいこいたる

たぐりよせて見玉えは、

ている。「山に入る人はよく知っているだろうが、天然の樹木の少しは、すぐ形と異なるものは、すぐにこれを山の神の所為に帰して手を触れぬのみならず、またいろいろの解釈を付与していた。たとえば藤などの絡んで振れた末で、幹が二股に分かれて末で合ったもの、または隣の木と接合したものなどには、たいていは特別の名があつて、これを目標にすれば地名にもした」(三一 峠をヒョウと

いうこと)。⁽⁵⁷⁾北設楽郡豊根村古真立の禰官屋敷に伝わる「大土公神祭文」(「花祭・後篇」所収)の後半は、長大な宝数え(「山の宝」として、「木王」、「梅ノ木」、そして「藤」が歌われている。これも藤のおそるべき繁茂力にあやかつたものではあるまいか。なお翁語りの本性が「宝数え」にあることは、早くに本田安次、新井恒易の指摘があるが、近年、宮嶋隆輔が「翁語りのドラマツルギー」(「語り」の翁)から「舞の翁」へ)で踏み込んだ考察を行なっている(『東西南北二〇一四年』所収)。三河大神楽・花祭りの地に伝承される「土公神祭文」がなぜ「宝数え」をもつかについては、注3拙稿「諏訪信仰を拓く」で論じた。

牛に七駄かくまなんぞと申すも
御宝とかぞへて参らせ候

西の祭りと神使と藤

意外なことに「藤」の存在は、神使とその祭りにも無関係ではなかった。春の神事は三月初の午の日から一三日間連続して行なわれるが、今見るべきは、春最大の神事「御立座神事」である。主役は、頭郷から選ばれ、大祝の代役として一年間奉仕する六人の少年^{おこし}神使で、すでに三〇日間のきびしい精進潔斎を済ませている。まず「午の日」に神使二人が諏訪信仰圏三つのエリアのうち「外県」^{とほあがた}（上伊那）へ、「西の日」^{おみたまし}（大御立座神事）には、四人（二人一組）が、「内県」と「小県」へ巡幸し、先々の村々の湛木の元で鉄鐸を振り、ミシヤグジを招き下して春の祭りを行なつた。出立前に、神原・十間廊^{じゆげらう}でさまざまな神事が行なわれる。「西の祭り」でその概要を見ておこう。

鹿猪・魚鳥などを供物とするため、「西の祭り」は「御俎板揃え」とも呼ばれた。この祭事をもっとも象徴する祭具が、一風変わった「御杖（柱）」だろう。「旧記」は、午の日の箇所に、外県へ出立する神使が携える「御杖二粧まいらせて」と記すだけだが、類書によれば、さまざまな祭具・植物が取り付けられる。（なお神長が、神使に「木綿たすき懸けまいらせて」とあるのは留意しておきたい）。そのあと「御杖」への「申立」^{もうしだて}、大祝の「祝詞」と続く。

『画詞』では、神人それぞれ所持の櫛（毛髪が付いている）を、神長が「一束二結ヒアセテ、御杖ト号シテ是ヲササグ」とある。さらに見逃せないのは、『大概』の「藤蔓ヲ以テ御杖に纏ひ飾ル」の記述だ。しかも擬祝と副の祝が「飾役」とされている。『諏訪上社社例記』は「五官ノ祝、櫛八・矛矢一手、葛ヲ以テ御杖ニ纏ヒ……」の「葛」も、藤蔓だった。葛は俚俗「豆藤」と称し、その蔓を藤蔓という。強韌にして、物を結束するに用いられている（伊藤積義）。葛は「くず」ではなく、蔓状の「かずら」類を通称する場合も多いので、ここでは藤を指すとみたい。サナギの鈴と並んで重要な御杖を飾るのも五官の役ならば、祭具を杖に結びつけ、飾る用材も特別なものであつたらう。御杖作り（莊嚴）は、厳肅な作法であつたはずだ。

ところで藤（蔓）に関わって、『画詞』だけが重要な事柄を書き留めている。大祝は出発前の神使を蹲踞させ、「玉鬘藤白波ヲ結ビテ、神役ノ頸ニ懸ク」（『画詞』）のである。「玉鬘」は、聖なるしるしとして、神子式などに授与される「神鬘」の類想を呼ぶ。「藤白波」との注から藤蔓製の鬘とみなせよう。

(58) 「廻湛」の「湛」は、樹木に限らないが、樹木としては「七木」が有名である。これも名称・場所に異同があるが、『諏訪上社物忌令』の「七木之事」をあげておく。

一、サクラタ、イノ木
一、真弓タ、イノ木
一、峯タ、イノ木
一、ヒクサタ、イノ木
一、トチノ木タ、イノ木
一、柳タ、イノ木
一、神殿松木タ、イ木
なお「七木」のなかで、早くに正体不明となつた「ひくさ」の湛木について、折口は驚くべき独創的な推理を出している。拙稿「作劇の構想力——花の松」を読むでとりあげた（安藤礼二編『現代思想』折口信夫特集）所収、青土社、二〇一四年。

(59) 「廻湛」については、今論及しない。柳田國男の説明を借りておく。『……昔の神祭には、しばしばある樹木の下を択んでこうを行う者があり、かつその場合に口をその樹の下に坐せしめて、飲食を供し託言を聴いたかと思われる。諏訪上社の七木……タタイというのはおそらく、……三月西の日以後の祭礼の条にあつた峯湛または柳湛等の湛に当たるものであろう。この日は大祭で社殿の儀式畢つて後、内県・大県・小県の三神使、御杖の尖に神宝を取り付け、馬に

なお伊藤富雄は「藤白皮」としている。大祝が直接、神使の首に懸けるといふ授与の作法は、伊藤が見抜いたように神格の授与にほかならない。

さてこのあと、午の日と同様、大祝が「大祝詞」を奏上すると、「神使が口マネ」し、全員が「御手払い」で、見物衆も大声で唱和する。「此の時、参詣の群集、声を揚げて騒ぐを御手払いとて祭りの終とす」（『信濃奇勝録』）。神原・十軒廊の祭事、最高のクライマックスである。すでに黄昏を迎え、百有余の燈籠に火が点った。玉鬘と葛の襷を身にまとい、宝鈴を肩に懸けた神使は、松明にあかあかと照らし出され、馬上で神長から柏の葉での盃事を受ける。そして「一、二、三」の烽火を合図に、御杖・宝鈴を携えた神使と供奉の一行は「御門屋」（神願門）をくぐり、「内県」と「小県」の二手に分かれ、神殿の垣を逆に三順したあと、廻り湛に出立してゆく。「……山路ヲヘテ往行三日・五日ヲ送ル。廻神ト称シテ村民是ヲ拜ス。……神使^{（内外殿）}二手^{（内殿）}御シツマリ、落花風ニヒルカヘリ、山路雪ヲフム。職掌鞍馬、金銀ノ莊嚴、無双ノ見物也」（『西詞』）。

神使の半臂と襷

ここであらためて神使の装束に注目することにしよう。「年中の装束」は、「^{（烏帽子）}ゑぼし・^{（狩衣）}かりきぬ・直垂・^{（素襷）}すわう・袴・小袖貳ツ・かたひら貳ツ・褌の小袖貳ツ」と決められており、「神使装束のかいしやく人」もいた（『諏訪上下祭祀再興次第』）。元旦の条を見ると、「祝以下ノ神官・氏人皆衣服ヲタ、シクシテ」（『西詞』）騎馬行列が警護する中、本宮に参詣した。「主伴行粧^{（カウサウ）}巍々タリ。山道往還ノ貴賤、村里郷党ノ士女、市ヲナシテ見物ス」（『同右』）。神使六人は「赤衣」との注が見える。また十一月二十八日の「神使御立座^{（おたちまし）}」では「山路ノ寒風ハゲシクシテ、素雪袂ニミチ、赤袍色ヲ変ズ。其興ナキニアラズ。」とある。「袍」は束帯や衣冠着用するときの上着だから、神使の常服の袍は「赤衣」であった。

ところがこれですんなりと済ましてしまおうわけにはゆかない。

神使の晴れ舞台、三月酉の日の「御頭祭」（大御立座神事、現・酉の祭り）では、「神使立烏帽子、赤キ装束を着し、二丈五尺之裾を曳ク」（『大概』）。この「赤キ装束」は「袍」ではなく、「半臂」（半被）という、束帯着装のときに袍^{（ほろ）}などの下に付けた袖無し^{（はつ）}の胴衣で、転じて「はつび」となった。「神使はつひの布一端、くれないなり」（『再興次第』）。目を見張るのは、尋常ならざる長さである。一反は、鯨尺で幅一尺、長さ二丈六〜八尺ほど（現在の着物の反物では、巾が三七・八センチメートル、長さが二・四メートル以上）だから、「二丈五尺之裾を曳ク」と照応する。つまり「半被」は、酉の祭りの際に、

乗って……郡内の各地を巡行した。この折到る処の村々で神使を迎えて祭のを湛とは名づけたらしい……御左口神の問題はこのついでに解決し得るが……き簡単なものではないが、……すくなくとも諏訪のシヤクジは木主であった。（『神樹篇』）。

特別に付けた衣装ではなかったか。

伊藤富雄（『釈義』）の意見を聞こう。

「着衣が赤で、しかも二丈五尺の裾を曳くというがごとき、異常の衣服で……神秘的意義の存することは明らかで、……それが神の憑坐の表徴たることは疑いを容れぬ」。袍と半臂がないまぜになっているとはいえ、「神の憑坐の表徴」と捉えているのはさすがである。とはいえ「常人とは異様にまた華麗にその服装をととのえておった」（同）のは、また芸能者のそれと同じであるまいか。赤い裾を長々とひきずり、神原に現われた聖童たちの姿は、人々にとつて、息を飲むほどの賞賛と愛でるべき対象であり、いかほどの芸能的興趣をかきたてられたことか。それを土地ならではの見事に言い当てたエピソードがある。

おいこ色くらべ

中世の諏訪湖は、貴人・武人にとつて絶好の舟遊びの場でもあった。「当郡の湖上ニ、炎暑ノ頃、風シズカナル日、鯉馳ト云フ漁舟アリ。里魚ヲイトル事也。」（『西詞』）。矢で魚を射る珍しい漁の光景を「遊宴の舟遊び」として楽しんだ。一幅の風物詩といえる。諏訪湖の「鯉馳」の漁法がなくなつた近世にも、面白い川漁、川遊びの風があつた。魚の種類は、鯉・鮒・鯰・鱈、闘魚・鮠などで、近年は小海老も混じつた（『信濃奇勝録』）。目を惹くのは、ハゼ科の魚で河口にすむ「闘魚」で、全長約一五センチメートルと細長く、赤色で食用としない。もつぱら捕獲を楽しむのだ。赤い魚を捕る習俗は他にもあつた。

宮川上川はおおかた浅瀬にして、清く涼しく面白き所也。夏暑気の節、あかす丹鮮此の川にあがる。小目網にて取る。巻釣にても釣る。遊獵の場所也。（『諏方かのこ』）

あかうお闘魚、あかす丹鮮。これらの赤い魚から、同じく『諏方かのこ』の「濱釣」の項がたぐりよせられる。虫の格好のいわゆる疑似餌を作つて、「浜辺におゐる丹魚を釣る。鉤を打ち入れ、引き上げるに寛急遅速の術あり。時節二、三月にわたる」。なるほどと膝を叩きたくなるのは、次の記述だ。

と土俗、おこうと色くらべといへば、大かた上社の祭礼の頃、盛んなり。

(60) ちなみに赤魚を大祝の即位に献上したことが秘事として伝わっている。神使の半臂と関係があるかどうかは不明だが、興味深い。「御即位の大礼行はる、時は、我が郷人の赤魚と唱る魚を必ず奉らしめ玉ふ。若し此の魚なき時は、礼法具はらざる故、其の御儀式を行ひ玉はずとなむ。然れども其を用ひ玉ふ所以は深き秘事にて凡人の知る由なき。熟考するにすべての御儀式 皇朝と同じ趣にまし坐…」（『顕函本記』「夏之部二」）。

ちなみに「おこう」には、次の注を付けている。「神使也。俗におこうと云ふ。十五歳以前の童、三十日潔斎して、赤衣・立烏帽子を着て、一丈五尺の裾を引き、祭祀に出づ」。先にも述べたように春三月の丑・酉の祭り、六人の神使は、神原に騎乗姿を披露したあと、大祝の代行として三つの県巡りへと出立していった。「上社の祭祀の頃」よく釣れる赤い魚と神使の赤衣を、時の人はなぜ「色くらべ」と呼び慣わしたのか。それは「半臂」が、神使の常の服の上に、おそらく三月の御頭祭に限って着装（御そぎまいらせて）したのだからだ。それを類推させてくれるのが、「祭祀過て、……半尾^尾は、神長殿四ながらとる」（旧記）の記事である。おそらく両県へ出立する前に、四人の神使の半臂は、神長官へ下げ納められたのではあるまいか。

山国の遅い春のめざめ、兆しというべきか。赤い魚と神原に出現する異装の神使。当時の民衆はそれを知っていたからこそ、「色くらべ」と戯言で遊んだのだろう。長い半臂はいかに美しく、色あざやかな真紅だったことか。

禪と神使

さて「半臂」のイメージと好対照をなすのが、酉の祭りで神使の懸けた「葛の手禪」である。「神長殿、神使殿二木綿たすき懸けまいらせて、後御杖二申シテ……」（旧記）。しかし伊藤富雄は、「大祝」が「玉葛」を神使の頸に懸ける『画詞』の記事を重視、これが本来として、「神使に懸け参らするものは禪ではなく葛で、……懸け手も神長官ではなく大祝である」と述べた。つまり「禪」の方は、もっぱら装飾化したか、元々なかったかと関心を示していない。

ところで時代は下るが『社例記』は、「神使、葛ノ手禪二宝鈴取りテ肩ニ懸ク……」と記している。やはり手禪は神長、玉葛は大祝が、神使に懸けたのが本来だったのではあるまいか。しかも「葛ノ手禪」の表記から、「葛」はやはり藤蔓とみたい。とまれ禪を懸けた格好を縛られた姿とイメージして、その後神使は死んだ、とか、打擲されて殺されたといった不穏な伝説が派生している。藤蔓の禪だったからこそ、こうした伝説が巷間で囁かれたのではなかったか。神使の禪が藤蔓であったかどうかの確証はないが、「葛」の用語はその可能性をはらむ。殺された、死んだの伝承が「禪」姿のイメージ抜きには生まれないのだとしたら、聖童^{II}神使の役回りに藤の聖性と強い崇り・タブーが重なり合っ

(61) 注3拙稿「囚われの聖童たち」では、別の観点から、神使の異常死譚承発生を考えてみた。また大祝の即位は、「職位式」として天皇の即位式にまごうばかりの構造をもつ点も合わせ論じた。「山鳩色の御衣」にまつわる次の伝聞もその一例だろう。

「山鳩色の御衣は、平家物語先帝御入水の条に、さまざまになくさめ参らせしかば、山ばと色の御衣にびんづらゆはせたまひて云々と見えて、天皇の御衣也。御上にて其御衣を服し玉ふは、天皇と同じ御例なる証なり。」（顯幽本記「夏之部」）

そもそも藤の強韌さは、重藤の弓でよく知られている。木と竹を膠で接着し、さまざま藤を巻き付けて強化し、漆で塗りこめた重藤の弓は軍記物でおなじみだけではない。「殿の巻弓 なんぼう強い か 引いてみよ」（田植草紙）。廻り湛で鐸の鈴ともども、重要な神降しの機能を担った御杖は、さまざまな呪具・植物で飾られているが、それらを繋ぎ留めたのも藤蔓だった。藤の枝の皮を剥ぐと白い樹幹が出るが、それを糸・布にするためには、細かい工程と手の込んだ作業を要する。当時にはそういう専門の職能者がいたにちがいない。「藤蔓の皮で布を織って常服とすることは、山村一般の生活技術であつた」（柳田國男「木綿以前の事」）の指摘も思い合はされる⁽⁶²⁾。

水辺を好み、おぞましいまでに繁茂する藤は、しばしば龍蛇神といわれる諏訪明神のありふれた印象を食い破るかのように、諏訪明神に「藤島の明神」という異名を与えた。中世の資料は「藤島」の由来を黙して語らない。しかし上社近くの新「藤島社」の前での御作久田には、藤の植生と生命作用をエスキスとした伝説が身をひそめている。大祝一族にとつての、少なくとも重要な伝説の地は、元は天龍川近くの古墳を含む一帯、旧・藤島（社）近辺だったのではないか。「か、れば三沢村の藤島明神は祖神にて下桑原郷の藤島大明神は其の御子神にますにか。又下桑原郷の藤島大明神は別なる故由ありて齋き祭れるにか、其はいまだ詳ならざれど」（『顯幽本記』「夏之部二」）、その探究はまだ続く。伝承のみなものは失われ、たしかな資料の切片も残らなかつた。けれども酉の祭りで大祝が自ら神使に懸けた藤蔓の玉鬘は、ひよつとして、遙か昔、伝承圏の中にせよ、神使の始祖が呪具・武器とした藤の枝・輪に由来するものではなからうか。

終りに

話は大正末から昭和初期の諏訪に遡る――。県立諏訪中学（現・清陵高校）五年生の少年には、優等生Ⅰという友人がいた。「夢みる少年」と「理知的なⅠ」はウマが合い、田圃の中のⅠの家で遊ぶものしばしばだった。ある日、荒れ放題だが本で理め尽くされたⅠ家の囲炉裏端で、少年は、当主の長兄の話を聞いた。「すぐれた郷土史家であると同時に、日本でも指折りの、古文書解読のテクニシャン」のその人は、ほど近い「諏訪神社の室町古文書の解読」で「きたえぬかれた眼」をもっていた。

容貌魁偉^{かゝい}といおうか、大入道^{だいにんどう}といおうか、その大きな影を、後の真黒な壁にゆらがせての、横

(62) 「あらたへの藤江の浦にいざりする海人とか見るらん旅行く我を」の歌からも、「上古の言葉で和布・鹿布と書いたニギタヘ・アラタへの鹿布も、フジで作ったものだ」ということが分かる（柳田國男「木綿以前の事」）。

たしかに『玉勝間』にも見えており、「藤蔓や楮の皮からとつた糸で織つた布は「大布（たふ）」といった」ように（永原慶二「新・木綿以前の事」）中公新書、一九九〇年。けれども永原の指摘するように、『魏志倭人伝』にすでに「禾稻（かとう）・紵麻（ちよま）を種（う）へ、蚕桑緝績（ちよま）を細紵緝績（ちよま）とあり、古代人は色々な植物から繊維をとり、貢物や衣料にしており、中世に到れば、その材料は絹と麻だけではなく、藤・葛・楮・梶・柁・科などと共に多彩である。「麻から木綿へ」という大きな主題は良しとして、衣料史・経済史の枠組みだけではなく、植物の意味作用を考えてみる必要がある。

座から語られる歴史の話は、少年を夢中にした。

「日本には天皇がいっぱいいた。あちらこちらにもいた。大和の天皇も、諏訪神社の大祝天皇も同格だった。ただ経済の力が強く、支持者の多かった大和朝廷が勝っただけのことだ」。

それは、少年にとって、何という恐ろしい話だったことだろう。この悪魔のささやきに、少年は身をふるわせた。そして、その言葉は生涯忘れることができなかつた。Iの長兄は二冊の大きな本をとりだしてきた。今思えば、それが昭和二年出版されたばかりの、梅原末治博士著『銅鐸の研究』資料篇・図録篇の大冊だった。

「これが、その謎のすべてを握っている。この銅鐸が……」と彼はいった。(鐸を追う少年)

少年の名は藤森栄一、そしてIの長兄の名は伊藤富雄である(ちなみに藤森は、中学三年にして、「有史以前における土著の分布と諏訪湖」を校友会誌に発表、注目されている)。「少年のころ、一度きいただけで、生涯そのとりことなった碩学伊藤富雄先生」ほどに傾倒したわけではないが、かつて私も『銅鐸』の魅力にやられた人間の一入であることを告白しよう。

しかも『銅鐸』の最後に藤森は、「蛇足」とことわりつつも、室町期の『画詞』の伝承を引き、大祝一族と守矢一族の抗争譚に言及、さらに古い「大祝信重解状」を用いて、こちらではこの地は「守屋大臣の所領なりとはつきり認め、合戦の段では、……藤鍬対鉄鍬と書いている」。「この御左口神グループの使った鉄の輪・鍬」といったい何物だろうか。この自問を起点に、その後の仕事・考査の一環から、「中部日本」における御左口神の祭祀共同体が浮上して……卓抜なる着眼力、考古学的アプローチと実証を評価しないまま、守矢一族とその信仰(ミシャグジ)を扱うことはできなかつた。本稿でそれらの考査を割愛した所以である。

それにしても藤森栄一の銅鐸―鉄鐸学説は「踏み石の宿命をおえ」(『銅鐸』序)たのだろうか。かたや柳田『石神問答』の刊行から百年余――、謎の神ミシャグジの解明・考査はどこまで進んだのか。

うかつには意味も答えも見出せない領域にしても、あらがいがたい魅力で諏訪は、四方八方から誘惑の手招きをやめない。さしあたり宗教芸能という切り口と細い藤蔓をかざしに、諏訪信仰探求の旅を続けることにしよう。「私という人間が、一つの事象を追って追って」(同右)と云う言葉が、背後から私を駆り立てる限り。

前出、永原慶二「新・木綿以前のこゝろ」の副題は「苧(ちよ)麻から木綿へ」、柳田の「木綿以前の事」は、「みずみずしい感性あふれる文章で」「木綿の幸福」を「余すところなく描き出」したが、永原の狙いは、「日本民衆の生活文化における革命的变化であると同時に」「それを「日本経済史」の「重要問題」として「社会的規模」で捉え直し、いかに「巨大な出来事であったか」を提示する点にあった。

(63) 藤森栄一著『銅鐸』所収(学生社、昭和三九年)。